

沖縄県

行政の

あゆみ

History of the Okinawa Prefectural Government

行政編

知事公室のあゆみ



2022 (R4) 年度緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練

はじめに

知事公室においては、米軍基地から派生する諸問題の解決に向け、米軍基地の整理・縮小や日米地位協定の見直し等の基地負担軽減を図る施策に取り組み、さらに、国内外に対して情報を発信することで、沖縄の基地問題への理解と協力を求めています。

また、あらゆるリスクから県民の生命や財産を守るため、危機管理体制の構築、消防・防災施策の推進、その他、たびたび襲来する台風や集中豪雨など災害への対応や、戦後77年が経過した今なお残る不発弾への対応等も行っているところです。

1 基地問題

(1) 基地負担の軽減

ア 基地問題の推移及び現状

沖縄県は、去る太平洋戦争においてわが国の防衛及び本土決戦に備えた軍事基地が建設され、米軍との戦闘の最前線基地となったことから、住民を巻き込んだ史上まれに見る熾烈な地上戦の場になりました。

戦後は、米軍占領とサンフランシスコ講和条約の締結によって、日本の施政権から切り離され、1945 (S20) 年から27年の長期にわたり米軍の直接統治下におかれました。その間、

1949 (S24) 年の中華人民共和国の成立、1950 (S25) 年の朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化を背景に、米軍は民有地を強制的に接収し、沖縄本島を中心に米軍基地を拡張・強化してきました。また、米軍の統治下で、住民はさまざまな基本的権利の制限や抑圧を受けつつ、米軍人・軍属等による事件・事故や爆音被害等、基地から派生するさまざまな問題を抱えながらの生活を余儀なくされました。

また、効率的な基地の維持を目的とする米軍の政策の下で、軍雇用をはじめ、基地関連のサービス産業を中心に、いわゆる基地依存型の経済社会が形成され、自立性に乏しい産業構造が形成されていきました。

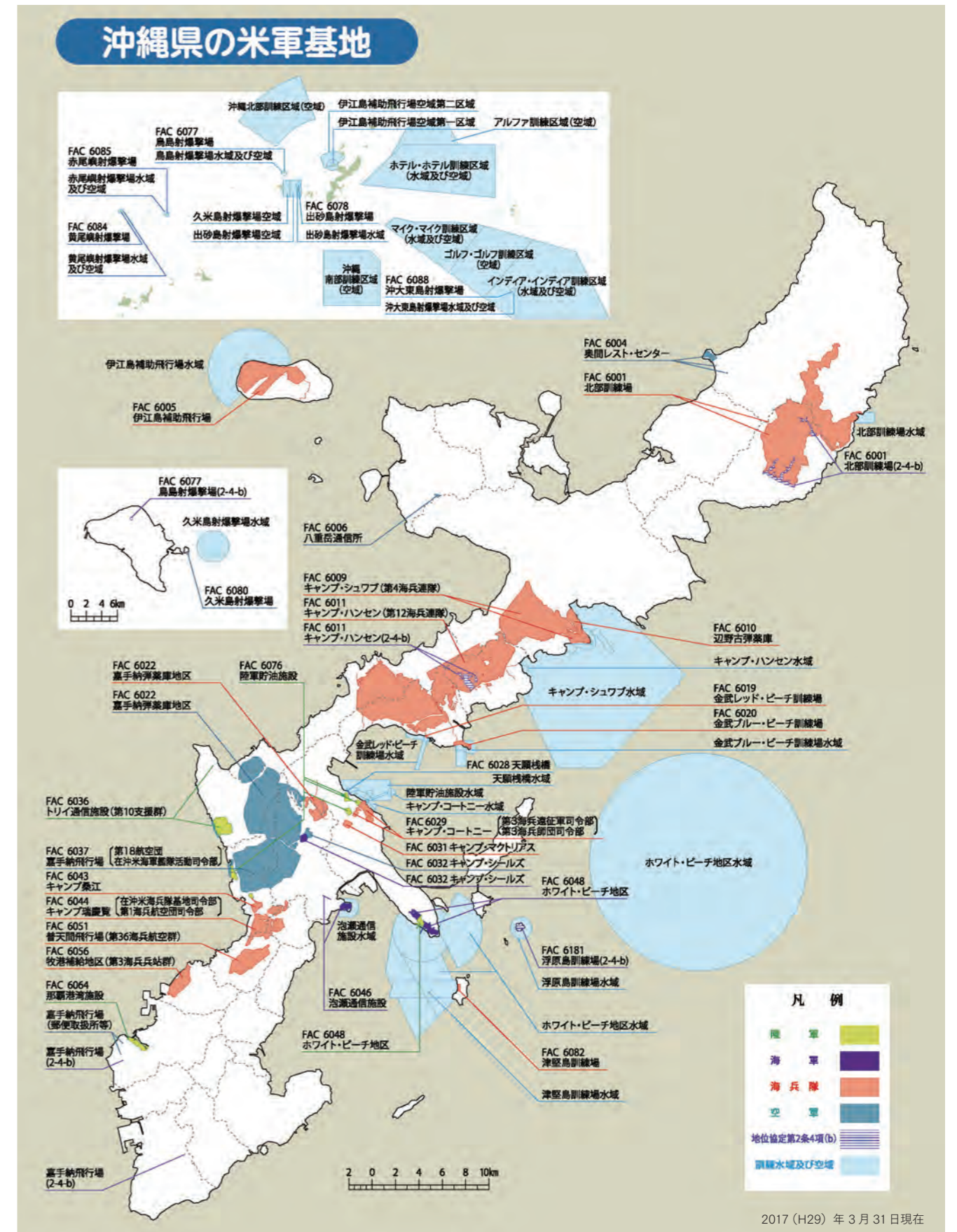
このため、平和憲法の下にある日本本土への復帰が全県民の悲願となり、長きにわたる復帰運動を経て、1972 (S47) 年の本土復帰が実現しました。

県民は本土復帰に際し、「基地のない沖縄」を求めましたが、実際には多くの基地が、そのまま日米安保条約及び日米地位協定に基づく提供施設として存在することになりました。

復帰時 (1972 (S47) 年5月) に83施設、約2万7,900haあった米軍専用施設は、2021 (R3) 年3月末現在、31施設、約1万8,500haに減少したものの、依然として全国の70.3%が本県に集中し、県土面積の8.1%、沖縄本島に限れば、14.4%を占めています。

復帰から50年を経た今日においても、基地が集中することにより、騒音、水質汚染等の環境問題、米軍関係の事件・事故が跡を絶つことがなく、また、県土の枢要部分を占有する

広大な米軍基地が本県の振興を進める上で大きな制約となっています。



イ 基地の整理縮小

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、1972（S47）年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、日米安全保障協議委員会（SCC）による施設・区域の整理・統合計画により進められてきましたが、復帰から1995（H7）年時点の米軍基地の整理縮小は、本土で約60%進んだのに対し、本県については約15%にとどまるなど、県民の目に見える形での基地の整理縮小が図られていませんでした。

このような状況の中、1995（H7）年9月の米軍人による少女暴行事件を契機とした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善及び基地の整理・統合・縮小に、真剣に取り組むこととなりました。

1995（H7）年11月、本県の米軍基地について協議する機関として、政府と県の間には「沖縄米軍基地問題協議会」が、さらに、日米両政府の高官レベルの協議機関として「沖縄に関する特別行動委員会（SACO = Special Action Committee on Okinawa）」が設置され、1996（H8）年12月、普天間飛行場の全面返還を含む11の米軍基地を返還することなどを内容とするSACO最終報告が合意されました。

また、2006（H18）年5月1日のSCCにおいては、普天間飛行場の県内移設、在沖海兵隊司令部や支援部隊の約8,000人の海兵隊将校及び兵員等のグアム移転、嘉手納飛行場より南の施設・区域のさらなる整理・統合・縮小等を内容とする共同文書「再編実施のための日米のロードマップ」が合意されました。

その後、約9,000人の米海兵隊の要員がその家族とともに沖縄から日本国外の場所に移転されることがSCCで合意され、2013（H25）年4月5日には、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還に関して、各施設・区域ごとの返還区域や返還条件などが示された「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表されました。

しかし、SACO最終報告及び統合計画に基づく嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還においては、その機能が沖縄県内に移設されることが条件となっていることから、県民の理解を得ることが難しい状況になるなどの問題が起こっています。

また、同計画による返還が全て実施されたとしても、沖縄の米軍専用施設面積は、全国の69%程度にとどまり、県が求める応分の負担には依然としてほど遠い状況にあることから、県は、2021（R3）年5月、本土復帰50年に向けた要請において、日米両政府に対し、「在沖海兵隊の段階的な整理・縮小等、当面は在日米軍専用施設面積の50%以下を目指す」とする具体的な数値目標を日米両政府の協議で設定し、実現することを求めました。

ウ 日米地位協定

米軍基地の存在は、日常的な航空機騒音による被害をはじめ、県民の生活道を封鎖して行われる実弾砲撃演習や住民地域に隣接した場所でのパラシュート降下訓練の実施、戦闘機・ヘリコプター墜落事故の発生、油類の流出や米軍が過去に使用していたと考えられる化学物質等による水域や土壌汚染の環境問題等、県民生活にさまざまな影響を及ぼすとともに、県民に大きな不安を与えてきました。

さらに、米軍人等による犯罪の発生により、県民の基本的な人権さえも脅かされてきました。県は、これらの基地問題の解決を図るためには、在日米軍基地の法的根拠となっている日米地位協定の見直しが必要と考え、1995（H7）年11月14日、政府に10項目の見直しに関する要請を行いました。

日米両政府は、1996（H8）年12月2日のSACO最終報告において、日米地位協定の運用改善を行い、米軍基地の立入許可手続や嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置などについて合意、実施しましたが、その後も米軍基地に起因する事件事故、環境問題などの諸課題が山積していました。県は、これらの諸課題の解決を図るためには、日米地位協定の運用改善だけでは不十分であり、日米地位協定の抜本的な見直しが必要と考え、11項目17事項について、2000（H12）年8月29日に改めて、日米両政府に見直しを要請しました。

その後も県は、日米両政府に対する要請のほか、渉外知事会の加盟都道府県への要請、政党関係者や有識者を交えたシンポジウムの開催等、あらゆる機会を通じて日米地位協定の見直しを訴えました。2017（H29）年9月11日には、2000（H12）年以降の新たな課題や状況の変化を踏まえ、11項目28事項について再度の見直しを要請しました。

また、県では日米地位協定の問題点を明確化し、同協定の見直しに対する理解を広げることを目的に、2017（H29）年から2022（R4）年にかけて、ドイツ、オーストラリア、韓国など、米軍が駐留し、または訪問する7カ国の地位協定や米軍基地の運用状況を調査しました。その調査結果を全国知事会や渉外知事会等と共有するなどの取り組みを通じて、全国的に認識が広がりつつあり、全国知事会においては、2018（H30）年と2020（R2）年の二度にわたって「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議し、その実現を政府に要請しました。

県としては、今後とも、全国知事会や渉外知事会など全国的な団体とも連携し、あらゆる機会を通じ、日米両政府に、日米地位協定の見直しを粘り強く求めていくこととしています。

エ 県外における情報発信及び理解促進

米軍基地問題の解決促進を図るためには、日本国内ばかりではなく、米国政府、連邦議会、米軍関係者及び米国民に対

し、直接本県の実状を伝え、基地の整理・縮小及び基地被害の防止等について必要に応じ訴えることにより、沖縄の基地問題への理解と協力を求めていくことが重要です。

本県では、1985（S60）年の第1回を皮切りに、2019（R1）年まで21回（うち9回は関係市町村等の代表から成る要請団を組織）にわたる、県知事による訪米活動を実施しており、沖縄の基地問題の解決について精力的な働きかけを行っています。

さらに、2015（H27）年からは、米国ワシントンD.C.に駐在を配置しています。米国政府や連邦議会等の関係者に対し、普天間飛行場の現状と辺野古新基地建設の技術的課題（軟弱地盤等）、PFOS漏出事象等の環境問題、多発する米軍関係の事件・事故など沖縄の正確な情報を発信するとともに、沖縄の基地問題の解決を求めています。また、米国の安全保障政策や米軍の戦略などの最新情報をリアルタイムに収集し、沖縄県の基地政策の参考としています。

国内の取り組みとして、全国知事会においては、沖縄県の提案により設置された「米軍基地負担に関する研究会」における計6回の議論を行いました。この中で、日米安全保障体制は重要であるが、米軍基地の存在が基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に過大な負担を強いている側面があることなどが確認され、2018（H30）年7月に日米地位協定を抜本的に見直すこと等を内容とする「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議しました。

また、2019（R1）年7月の全国知事会議では、米軍機による低空飛行訓練について複数の知事から問題提起があり、2020（R2）年1月からは、徳島県、神奈川県、沖縄県及び全国知事会事務局を中心に「米軍基地負担に関する意見交換」を実施し、同年11月に新たな「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で決議しました。

二度にわたる全国知事会の提言と同様の趣旨の意見書が全国の地方議会においても可決され、国会に提出されるなど、米軍基地問題に関する理解が広まりつつあり、今後も全国知事会等と連携し、日米地位協定の抜本的な見直しを日米両政府に求めるとともに、国民的議論の喚起に取り組むこととしています。

（2）普天間飛行場・辺野古新基地建設問題

普天間飛行場は、沖縄戦の前までは役場や国民学校などがある村の中心地でした。その土地を米軍が強制接収して建設され、戦後も返還されることなく現在に至っています。

市街地の中心にある普天間飛行場は、地域の振興開発を妨げているだけでなく、航空機の訓練等が行われるなど、住民生活や教育環境に極めて深刻な影響を与えており、宜野湾市や沖縄県は日米両政府に返還を強く求めてきました。

そうした中、1995（H7）年の米軍人による少女暴行事件を契機とする世論の高まりを背景に、日米両政府は「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置し、1996（H8）年に普天間飛行場の返還に合意しました。

返還合意以降、沖縄県は県知事選挙の結果など県民の民意に従い、普天間飛行場の移設に関して、移設先の選定や政府、関係市町村との協議など、さまざまな取り組みを行ってきました。

1996（H8）年に合意された普天間飛行場の返還は、県内での代替施設が条件となっていました。県内移設については、反対する声もありましたが、名護市辺野古への現在の移設案が日米両政府で合意されました。しかし、県民の理解が得られないまま進められてきたことが、返還合意から26年、沖縄の本土復帰から50年を経過した今日まで返還に至っていないことに繋がっていると考えられます。

県内の民意は、普天間飛行場の県内移設に反対です。このことは、辺野古移設が大きな争点となった2014（H26）年、2018（H30）年、そして、2022（R4）年に行われた3度の県知事選挙で示されています。また、2019（H31）年2月には、辺野古埋め立てに絞った県民投票が行われ、投票総数の71.7%という反対の民意が示されています。

現在、名護市辺野古では、政府による新基地建設工事が進められていますが、沖縄県としては、国土面積の0.6%しかない沖縄に日本全体の70.3%の米軍専用施設が集中しているという過重な基地負担、県内移設に反対する民意、辺野古・大浦湾の豊かな自然環境の保全、軟弱地盤の存在などにより埋立工事全体の完成が困難であるため、埋め立ての目的である普天間飛行場の早期の危険性除去に繋がらないことなどから、反対の立場です。

このようなことから、沖縄県としては、日米両政府には、辺野古が唯一の解決策との固定観念にとらわれず、普天間飛行場の県外、国外移設を検討するよう求めています。

辺野古新基地建設に関して、2023（R5）年1月までに、国



普天間飛行場



との間で12件の裁判があり、和解等により取り下げとなったものが4件、敗訴が5件、係争中が3件となっています。県にとっては厳しい判決が続いていますが、沖縄の過重な基地負担の軽減を図るためには、政府に対し、申し上げることは申し上げ、問題点を指摘しながら、必要に応じて連携して取り組むことが重要であると考えています。

普天間飛行場の一日も早い危険性の除去は県民の願いです。沖縄県としては、問題の解決に向け、政府に対して対話により解決策を求める民主主義の姿勢を求めています。

(3) 旧軍飛行場用地問題

旧日本陸海軍は、沖縄県において、第2次世界大戦末期の1943(S18)年から1944(S19)年にかけて、各地で土地を接収し、飛行場の建設を行いました。

接収された土地は第2次世界大戦終戦後、国有地として取り扱われており、旧地主の方々は、土地接収手続について、戦時中という特異な状況を背景に、国が強制的に行い、その代金もほとんど支払われていないとして、復帰以前から国や県に対し権利の回復を訴えてきました。

1977(S52)年に嘉手納飛行場の旧地主らが国を相手取って所有権の回復等を求めて提訴しましたが、1995(H7)年に最高裁で敗訴しました。

この問題(旧軍飛行場用地問題)は、戦後処理問題として2002(H14)年に決定された沖縄振興計画に位置づけられるなど、その解決が望まれていたところ、県は、同問題解決のための諸課題を協議するため、2003(H15)年1月に県・市町村連絡調整会議を設置しました。

同会議においては、2008(H20)年度までに、各市町村や飛行場ごとに地域振興事業を実施することにより同問題の解決を図ること及び地域振興事業の実施が旧地主の方々の慰謝につながるとする基本方針及び解決指針が確認されました。

その後、内閣府と調整を重ねた結果、2009(H21)年度から、事業案の整った市町村において特定地域特別振興事業を実施しており、2022(R4)年度をもって事業完了となっています。

2 消防防災

(1) 消防

消防は各種災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、社会経済情勢の変化に応じ消火活動を中心とした警防活動はもとより、予防、救急、救助など非常に広範な活動を行っています。

復帰時における本県の消防組織は、県下53市町村のうち、消防本部11地区、消防職員431人でスタート、常備化された区域は県域の31.5%、全人口の65.9%程度にすぎませんでしたが、2021(R3)年4月1日現在、18消防本部、職員1,666

人、常備化率76.5%、全人口の98.8%をカバーするまでになりました。

一方、市町村消防団の団員は1,678人で、地域防災力の中核として極めて重要な役割を果たすなど、本県の消防は組織、人員、施設など各般にわたり着実に整備が進みつつあります。

また、2015(H27)年には、これまで各消防本部等で行っていた119番通報の受理等を一元的に処理することで、消防本部のない離島を含め、全県的に消防体制の強化を図るため、県内36市町村が参画し、沖縄県消防指令センターが整備されました。

本県における火災件数は、1976(S51)年の1,054件がピークでしたが、その後、消防組織・消防設備の整備等もあり、近年は年間500件前後を推移している状況です。しかし、それでも毎年10人前後の尊い命と財産が火災によって失われています。

また、高齢化の急速な進展に伴い、火災による高齢者の被害が増加する中で、消防法が改正され、新築住宅については2006(H18)年6月1日から、また既存住宅についても2011(H23)年5月31日までに住宅用火災報知器等設置が義務化されるなど、事業所等における防火対策と並んで予防行政の役割は重要性を増しています。

本県の救急体制は復帰当初、11本部、救急隊員94人、救急自動車17台、出動2,830件(年間)でスタートしましたが、2021(R3)年4月1日現在、18消防本部、救急隊員999人、救急自動車85台、高規格救急自動車83台、出動7万2,280件(2020(R2)年度中)と、組織や資機材の強化が図られています。また、搬送途上における傷病者の救命率の向上を図るため、1991(H3)年に救急救命士法が制定され、救急隊員の行う応急処置等の範囲の拡大が図られる等、高齢化の進展、疾病構造の変化等による救急需要の増加に対応しています。

火災、交通事故、自然災害等から人命救助を行う救助活動については、2021(R3)年4月1日現在、県内18消防本部、隊員405人となっており、2020(R2)年度中の救助活動件数は406件、救助人員507人となっています。

1995(H7)年に発生した阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、全国各地の消防隊が都道府県の垣根を越えて被災地で応援活動を行えるよう創設された緊急消防援助隊については、2022(R4)年4月1日現在、県内18消防本部、76隊、296人が登録されています。

また、多くの離島からなる本県の消防防災機能の強化を図るため、全国で唯一、消防防災ヘリコプターが未導入となっている本県では、2021(R3)年に沖縄県消防防災ヘリコプター導入推進協議会を設置し、導入に向けて取り組んでいるところです。

(2) 防災

本県は、その地理的条件、気象条件等から平均的に毎年7個強の台風の接近と、梅雨期等の集中豪雨により大きな被害を受けています。このような災害から県民の生命及び財産を保護するため、災害対策基本法の規定に基づき、「沖縄県防災会議」を設置して、1975(S50)年4月に「沖縄県地域防災計画」を作成しました。その後、東日本大震災を教訓に、2012(H24)年3月には津波対策を強化するため「地震編」を「地震・津波編」に改め、2021(R3)年6月には、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施等について修正を行いました。

現に災害が発生または発生するおそれがある場合は、この地域防災計画に基づき、迅速に対処しています。

また、本県のうるま市平安座、西原町小那覇には、石油コンビナートが立地していることから、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、「沖縄県石油コンビナート等防災本部」を設置し、1978(S53)年9月には「沖縄県石油コンビナート等防災計画」を作成し、石油コンビナート等で発生する災害に対処しています。

さらに、防災情報システムを構築し、県と市町村等を結び、災害に関する情報の収集・共有や県民等へ発信を行っています。

離島県である本県は、多くの有人離島が散在しています。これら離島の重傷救急患者については、自衛隊及び第11管区海上保安本部の航空機等で搬送され、適切な治療がなされています。

1972(S47)年から2022(R4)年10月末までに、自衛隊が8,231件、8,579人を、第11管区海上保安本部が3,228件、3,290人を搬送しています。

(3) 国民保護

2004(H16)年6月に成立した武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(「国民保護法」)に基づき、2006(H18)年3月に沖縄県国民保護計画を策定しました。沖縄県国民保護計画は、平素からの備えや予防、武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態等への対処等について定められています。

武力攻撃事態や大規模テロなどの緊急対処事態は、あってはならない非常事態ですが、万が一発生した場合に備え、住民の生命、身体及び財産を守る国民保護措置の対処能力の向上を図ることとしています。県ではこれまでに国民保護計画に基づく大規模テロ等の緊急対処事態を想定した図上訓練及び実動訓練を5回実施し、全国瞬時警報システム(Jアラート)の全国一斉情報伝達訓練を年3回程度、緊急情報ネットワークシステムの導通試験を毎月1回実施しています。

さらに、市町村支援として国民保護の基礎知識やJアラート、避難実施要領のパターン作成研修を国と連携して実施してい

ます。

また、2022(R4)年度は市町村や国等の関係機関の連携のあり方等を確認するための意見交換会を計4回、住民避難に係る検討会を計3回実施し、2023(R5)年3月には意見交換会・検討会で整理・検討した内容に基づき図上訓練を実施予定です。

(4) 不発弾等処理 ア 現状

本県は、先の大戦において、激しい爆撃、艦砲射撃及び熾烈な地上戦の戦場となったことから、戦後77年が経過した今日でも、数多くの不発弾が発見・処理されています。これらの不発弾は、県民の生命・財産の保護及び県土開発に大きな障害となっているばかりでなく、県民生活にも大きな影響を及ぼしています。不発弾は、地中に埋没して77年が経過してもなお、その殺傷力、破壊力はまったく変わりなく極めて危険で、過去にも不発弾等の爆発事故によって、死傷者が出る事故が発生しています。

不発弾等の処理は、戦後の一時期、住民や米軍によって処理されていました。1972(S47)年の本土復帰に伴い、不発弾の処理は、自衛隊が担当し、陸上で発見される不発弾は、陸上自衛隊が、海中で発見される不発弾は、海上自衛隊によって処理されています。

復帰から2021(R3)年度までに、県内で発見・処理された不発弾は、2,107tとなっています。

イ 行政の対応

不発弾等の処理については、自衛隊法及び防衛庁他3省庁通達(1958(S33)年7月4日付け防衛事務次官、警察庁次長、自治事務次官、通商産業省事務次官通達「陸上において発見された不発弾の処理について」)等に基づき、自衛隊、県、警察及び市町村等の関係機関が密接に協力して対処しています。

本県においては、1974(S49)年3月2日に那覇市小禄において、下水道工事中に不発弾が爆発し、30余人の死傷者を出した事故が起きました。この事故を機に、埋没不発弾等の事前探査、発掘、処理対策を協議するため、「沖縄不発弾等対策協議会」が設置されています。

ウ 処理の流れ

不発弾等は、発見される形態により、住宅建築や農耕作業中等に偶然発見される「発見弾」と、公共工事等における事前探査で発掘される「埋没弾」に分けることができます。

発見弾の処理は、発見者が最寄りの警察署等に通報し、それを受けて、市町村等から陸上自衛隊または海上自衛隊に処理要請を行い処理されます。自衛隊は必要に応じ現場調査を

行い、比較的危険の少ない移動可能な弾種を回収し、爆弾、砲弾（特殊信管）等危険度の高いものは、発見現場において、避難区域を定め周辺住民の避難や交通を規制して、信管破壊等の安全化作業を行い、回収しています。回収された不発弾は、不発弾保管庫に一時保管された後、国において最終処分されます。

埋没弾の探査・処理は、住民等からの要望に基づき事業を推進しており、1972（S47）年度から2021（R3）年度までに4,235件が実施されています。

2002（H14）年度からは、県内の市町村の公共工事において不発弾探査を行う場合に探査費用を補助する市町村支援事業も実施しており、2021（R3）年度までに500件が実施されています。

また、民間工事における磁気探査の促進を図るため、2012（H24）年度から住宅等開発磁気探査支援事業が実施され、2021（R3）年度までに1,570件が実施されています。

（5）消防学校

消防学校は、消防職員及び消防団員の教育訓練を行う施設として、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づいて、各都道府県に設置することが義務付けられています。本県においては、復帰により消防組織法の適用を受けることとなった1972（S47）年5月15日に消防学校が設置され、1974（S49）年3月には西原町字上原（琉大病院隣）に本館及び食堂施設が完成し、同年3月15日救急専科研修生の入学をもって沖縄県消防学校が開校しました。

その後、訓練塔や理化学教室等施設の拡充及び教職員の増員等が年次的に行われ、消防職・団員の教育訓練体制が整備されましたが、敷地が狭小で、屋内訓練場や水難救助訓練施設等消防需要の多様化や消防技術の高度化に対応できる教育訓練施設が建設できないため、内外から学校施設の移転整備が望まれていました。

このため、1996（H8）年12月に現在の中城村字北上原に移転し、敷地面積は旧施設の約4倍の6万6,413㎡、建築面積は旧施設の3.4倍の7,436㎡となり、屋内訓練場や水難救助訓練施設、火災想定訓練施設や地下訓練室等が整備されました。移転後は、この恵まれた施設を活用して、さらに充実した教育内容で教育訓練を行っています。

沖縄県消防学校では、1974（S49）年の開校以来、2021（R3）年度末までに教育訓練を修了した者は2万529人となり、市町村消防職・団員の資質向上に大きな役割を果たしてきました。

めまぐるしく変化していく社会情勢の中で、消防にも実態に即したより高度な対応が求められており、今後もそのような社会情勢の変化にも柔軟に対応できる資質の高い消防職・団員の養成を目指して、教育内容の充実及び組織体制の強化が望まれます。

おわりに

今後も引き続き、「基地のない平和で豊かな沖縄」を目指し、米軍基地のさらなる整理・縮小に向けた取り組みを進めるとともに、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音等の諸問題や、不発弾処理など、今もなお残された戦後処理問題の解決に取り組んでいきます。

また、県民一人一人が安全に生活できる環境を構築するため、大規模災害などさまざまな状況に対応できる実行力のある危機管理体制及び消防防災体制の強化に向けて取り組んでいきます。

さらに、令和5年度から知事公室内に地域外交室を設置し、沖縄県が観光や文化、平和など、多分野にわたる国際交流を通じて築いてきたネットワークを最大限に活用して、アジア・太平洋地域における平和構築に貢献する独自の地域外交を展開するため取り組んでいきます。

総務部のあゆみ



沖縄県庁舎〔行政棟〕

はじめに

本県の総務行政は、少子高齢化の進展や産業構造の変化、環境問題の重要性の高まり等、県政を取り巻く社会経済情勢の変化等による多様な県民ニーズに対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の質の向上と、より効率的で開かれた行政の実現を図るため、行政改革の推進や健全な財政運営の推進等に取り組んできました。

この章では、県政のバックボーンとして機能してきた総務行政を、沖縄県庁舎の変遷、沖縄県税収入の推移等について復帰 50 年のあゆみとしてまとめました。

1 沖縄県庁舎の変遷

(1) 概略

明治政府は、1879 (M 12) 年 4 月沖縄県に廃藩置県を実施し、県政を施行するため、沖縄県庁を首里に設置することを決定しました。しかし、当時の沖縄の民情等から那覇西村 1 番地在内務省出張所に仮県庁を設置して、同所においてその第一歩をしるしました。

その後、1881 (M 14) 年 6 月同庁舎跡に本庁舎を建設し、1920 (T 9) 年までの 40 年間、同庁舎において沖縄の県政が執行されました。さらに、1920 (T 9) 年に沖縄県庁舎が現在の泉崎敷地 (泉崎 1-2-2) に設置されて西村から移転。



1960 (S 35) 年当時の旧琉球政府庁舎全景

第二次世界大戦により同庁舎が焼失するまでの 22 年余りにわたり、沖縄県政が同地において行われました。しかし、沖縄県は第二次世界大戦後、日本から行政が分離され、米国の統治するところとなりました。米国民政府は、1953 (S 28) 年に現在の敷地に旧第 1 庁舎を建設しましたが、一方琉球政府にあっては立法院庁舎 (旧県議会庁舎)、司法庁舎 (旧第 3 庁舎)、行政府庁舎 (旧第 2、第 4 庁舎)、警察庁舎等をそれぞれ同敷地内に建設しました。

1972 (S 47) 年 5 月 15 日沖縄の日本復帰に伴い、それらの琉球政府庁舎を沖縄県の庁舎として使用し、その後 1990 (H

2) 年 1 月に本庁舎 (行政棟) が完成し、1992 (H 4) 年に議会棟、1993 (H 5) 年に警察棟が相次いで完成しました。

庁舎建設

建設年	庁舎名	階層	延床面積
昭和 28 年 (1953)	行政府ビル (第 1 庁舎)	地上 4 階 地下 1 階	4,991㎡
昭和 29 年 (1954)	立法院ビル (旧県議会庁舎)	地上 3 階 一部 4 階	3,573㎡
昭和 31 年 (1956)	司法ビル (第 3 庁舎)	地上 3 階	3,732㎡
昭和 33 年 (1958)	行政府ビル (第 2 庁舎)	地上 4 階 一部 5 階	7,481㎡
昭和 34 年 (1959)	警察本部 (第 1 庁舎)	地上 3 階	4,107㎡
昭和 36 年 (1961)	民政府司法ビル (第 5 庁舎)	平家	1,309㎡
昭和 38 年 (1963)	外人税務署 (第 4 庁舎)	地上 3 階	1,064㎡
平成 2 年 (1990)	行政棟	地上 14 階 地下 2 階	78,243㎡
平成 4 年 (1992)	議会棟	地上 6 階 地下 2 階	17,693㎡
平成 5 年 (1993)	警察棟	地上 8 階 地下 1 階	24,796㎡

※資料：管財課

(2) 新しい県庁舎の建設

沖縄県庁舎 (行政棟、議会棟、警察棟) の建設は、これを復帰 10 周年記念事業として位置づけ、広く県民の意見を反映させるために、学識経験者等専門家をはじめ県内各界代表で構成される沖縄県庁舎建設委員会が策定した「沖縄県庁舎建設基本構想」に基づき、進められました。

同構想においては、沖縄の風土と文化を生かし、本県を表象するにふさわしい風格を備えた庁舎であること、加えて高い機能性と近代的設備を備え、省資源・省エネルギーによる経済性と安全性、将来の行政需要への対応、あわせて県民への利便性を考慮しています。



現在の県庁舎全景

ア 県庁舎建設の概要

県庁舎建設は、年次的・計画的に推進され、建設工事に際しては、現敷地に 200 年前の湧田焼の窯跡などの歴史的に

貴重な文化遺産が埋蔵されていたため、発掘調査を行い、その後には工事着手しました。

行政棟は 1986 (S 61) 年 7 月に着工、1990 (H 2) 年 1 月に完成しました。庁舎の外観は、高層建築物の圧迫感を和らげるため、黒・灰・白の三層を色彩と材料によってまとめられています。西側の外壁は琉球石灰岩を使って首里城をイメージした造りとなっているのははじめ、その容姿はどの角度から見てもどっしりと構えて安定感に満ち、県行政のシンボルとしての雄姿を象表しています。また、親しみと安らぎの県民ホール、6 階には守礼門の造形や枯山水の石庭、さらに最上階に行くと展望室があり、エメラルドグリーンの海が眺望できます。なお、行政棟は、日本の代表的な優良建築物として、1991 (H 3) 年に第 32 回建築業協会賞 (BCS 賞) を受賞しています。

議会棟は 1990 (H 2) 年 7 月に着工、1992 (H 4) 年 6 月に完成しており、議会庁舎としての高い機能性を備えた使いやすい建物であり、周辺の都市環境整備にも寄与しています。警察棟は 1991 (H 3) 年 10 月に着工、1993 (H 5) 年 10 月に完成し、屋上にヘリポート、無線鉄塔を設け、高い機動性と機能を併せもった建物であり、三つの棟はいずれも身障者に配慮した設計となっています。また、旧県議会庁舎の跡地は 2000 (H 12) 年 6 月にモニュメント広場、大型バス駐車場等として整備し、現在に至っています。



行政棟 1 階県民ホール

イ 敷地の面積

3 万 4,911㎡

(3) 合同庁舎の建設

各地域に散在する出先機関を統合化することによって、出先機関の連携を密にし、行政サービスの効率化及び県民の利便性の向上に資するため、1993 (H 5) 年に北部合同庁舎を建設して以来、年次的に南部、宮古、八重山、中部の合同庁舎の建設等を推進してきました。

合同庁舎建設

建設年	庁舎名	階層	延床面積
平成5年 (1993)	北部(名護市)	地上5階 地下1階	9,238㎡
平成7年 (1995)*購入	南部(那覇市)	地上12階 地下1階	13,739㎡
平成9年 (1997)	宮古(宮古島市)	地上5階 地下1階	8,479㎡
平成9年 (1997)	八重山(石垣市)	地上5階 地下1階	8,947㎡
平成14年 (2002)	中部(福祉保健所棟)(沖縄市)	地上3階 地下1階	5,076㎡
平成21年 (2009)	中部(行政棟)(沖縄市)	地上4階	6,050㎡
平成21年 (2009)*区分所有	南部(那覇市)	地上9階 塔屋1階	13,096㎡

*資料:管財課

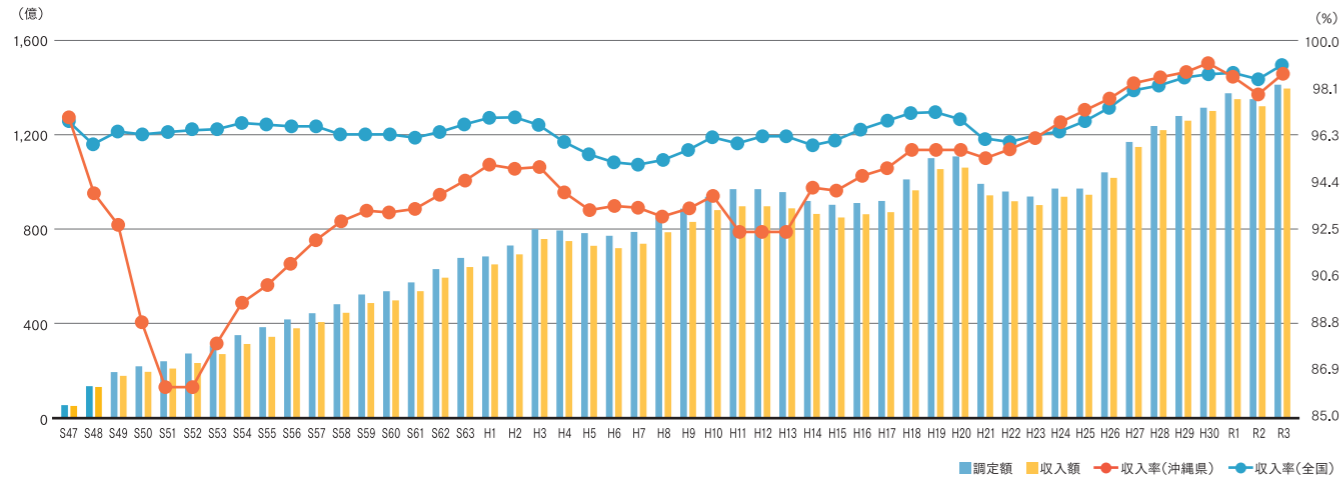
2 沖縄県税収入の推移

沖縄県の県税収入は、1972(S47)年度には53億円でしたが、1882(S57)年度は412億円、1992(H4)年度752億円、2002(H14)年度872億円、2012(H24)年度945億円と増加し続け、2021(R3)年度は復帰時の26.45倍の1,402億円となっています。

税目別構成では、2021(R3)年度で個人県民税(32.7%)、法人二税(25.4%)、地方消費税(21.1%)及び自動車税(11.2%)の4税で90.4%を占めており、県税収入の基幹税目となっています。

今後も電子申告・電子収納やキャッシュレス決済等の納税環境の整備を図り、県税収入の確保に努めていきます。

県税調定額・収入額・収入率の推移



おわりに

ここに紹介した事項の他、総務行政には、職員の人事及び福利厚生、財政運営、学事、条例の立案等の分野があり、変化する社会情勢に対応し、多岐にわたる行政活動を支える役

割を担っています。

今後とも県民ニーズに応え、開かれた県政を目指し引き続き邁進してまいります。

企画部のあゆみ



那覇空港ターミナル（那覇空港ビルディング株式会社提供）

はじめに

本県が本土復帰してから50年の節目を迎えました。振り返れば、1972（S 47）年、戦後27年間の米軍等施政権下から日本に復帰した沖縄の姿は、本土各県に比べ、各種社会資本整備に大幅な遅れが見られるほか、本土各県に例を見ない基地依存型輸入経済と称される経済構造となっていました。これらの課題解決のため、5次にわたる沖縄振興計画等により、諸施策の展開が図られてきました。これまでの沖縄振興諸施策の積み重ねにより、本県は社会資本の整備が図られるとともに、就業者数の増加、失業率の改善、観光リゾート産業や情報通信関連産業の成長など、総じて着実に発展してきました。しかしながら、一人当たり県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築はなお道半ばにあります。加えて、離島の条件不利性、米軍基地問題など本県が抱える特殊事情から派生する固有課題や子どもの貧困の問題、雇用の質の改善など、なお多くの課題が残されています。

こうした沖縄振興の成果と課題等を踏まえ、本土復帰から50年を迎えた2022（R 4）年5月15日、本県は「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を策定しました。これからの10年「新時代沖縄」の方向を示す本計画を着実に推進し、本県の自立の発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現を目指していくこととしています。

ここでは、本県の企画行政に係る50年のあゆみを示します。

【沖縄の振興】

先の大戦において苛烈な戦禍を被った本県は、27年にわたる日本国の施政権からの分離や広大な米軍施設・区域が存続するなど日本本土とは異なる特殊事情を抱える中、県民による長きにわたる祖国復帰運動を経て、1972（S 47）年5月15日に日本本土への復帰を果たしました。

わが国の経済社会が大きく発展した高度経済成長期に米軍等の施政権下にあったことなどにより、本県経済は基地依存型の輸入経済の構造が形成されました。復帰時の本県の経済社会状況は、産業基盤や生活基盤の整備が遅れ、県民所得が低いことなど多くの分野において本土との著しい格差が存在していました。

そのような状況の下で、国において、1972（S 47）年5月に「沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もって住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資する」ことを目的とした沖縄振興開発特別措置法が施行されました。これに

より、国は、本県が抱える特殊事情にかんがみ、国の責務として沖縄振興に取り組むこととしました。

この立法目的の趣旨については、現行法にも引き継がれ現在に至っています。

1 沖縄振興計画等

(1) 第1次・第2次・第3次 沖縄振興開発計画

1972（S 47）年12月に決定された第1次沖縄振興開発計画（いわゆる「1次振計」計画期間：1972（S 47）年度～1981（S 56）年度）では、各面にわたる本土との格差を早急に是正し、自立の発展の基礎条件を整備するため、高率補助制度による各分野の補助事業や国直轄事業が展開され、空港、港湾、道路等の交通基盤や、住宅、上下水道等の生活環境施設、保健医療施設、教育施設等の整備が推進されました。

1982（S 57）年8月に決定された第2次沖縄振興開発計画（計画期間：1982（S 57）年度～1991（H 3）年度）においても、一人当たり県民所得の格差は依然として存在し、財政依存型の経済体質など自立の発展には程遠い状況にあったことから、1次振計に引き続き、立ち遅れている社会資本の整備を早急に進めることなど本土との格差の是正に重点が置かれました。

1992（H 4）年9月に決定された第3次沖縄振興開発計画（計画期間：1992（H 4）年度～2001（H 13）年度）では、「本土との格差是正」や「自立の発展の基礎条件の整備」に加え、「広く我が国の経済社会及び文化の発展に寄与する特色ある地域としての整備」が目標に掲げられました。

これら3次にわたる沖縄振興開発計画に基づく諸施策の推進により、本県の観光リゾート産業は、2001（H 13）年度の入域観光客数が447万人と復帰当時と比べて大幅に増加し、リーディング産業に成長しました。また、情報通信関連産業は、コールセンターを中心に本県への立地が進み、新たなリーディング産業として着実に成長しました。

(2) 沖縄振興計画

2002（H 14）年7月に決定された沖縄振興計画（計画期間：2002（H 14）年度～2011（H 23）年度）では、「本土との格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発だけではなく、沖縄の特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換を進める必要」があるとの考え方が打ち出されました。これまでの本土並みという一元的な施策のみでは経済的自立は困難であるとの認識に立ち、本土の他地域にはない沖縄の独自性・特性を生かす施策を加えることによって、社会経済活動の範囲を拡大し、自立の発展の基礎条件の整備を促進しようとした。

同計画期間中、いざなぎ景気を超えるわが国の好調な経済

状況が沖縄経済にも好影響となり、沖縄ブームとも相まって2011（H 23）年度の入域観光客数は553万人となり、復帰時（1972（S 47）年度）の56万人から約10倍に増加しました。また、観光リゾート産業に続くリーディング産業に成長した情報通信関連産業についても、コールセンターのほかソフトウェア開発業等の企業立地が進み、多くの雇用が創出されました。

(3) 沖縄21世紀ビジョン及び 沖縄21世紀ビジョン基本計画 ア 沖縄21世紀ビジョン

本土復帰から40年の節目を目前に控え、本県は変革の時代を迎えていました。本県を巡る情勢をみると、国際的には冷戦構造が終結し、グローバル経済の進展、中国などアジア諸国の台頭、地球規模の環境問題がクローズアップされていました。また、わが国においても、人口減少と急速な少子高齢化が進行し、解決の道筋が不透明な変革の時代にありました。

全国と比べて子どもの割合が高い本県にとっては、むしろ待機児童対策など子育て支援が喫緊の課題となっていたほか、離島の定住条件の整備や、公共交通ネットワークの構築、米軍基地跡地利用等については、従来の全国一律の制度では十分に対応できない状況となっていました。

このような時代背景の中で、本県の未来を展望するためには、道標となる長期的なビジョンの策定が必要との認識に至りました。こうした認識の下、本県はおおむね2030（R 12）年を目途とした長期構想「沖縄21世紀ビジョン」を2010（H 22）年3月に策定しました。

この沖縄21世紀ビジョンは、県民意見を可能な限り尊重した上で、県民全体で共有する沖縄の将来像として集約したものであり、5つの将来像と本県の特殊事情に由来する「克服すべき沖縄の固有課題」を示した本県自らが初めて策定した総合的な長期構想です。

イ 沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）

沖縄21世紀ビジョン策定から2年後の2012（H 24）年3月に、「沖縄振興特別措置法」が抜本的に改正されました。本県の自主性を最大限に尊重するとの国方針の下、従来は本県（沖縄県知事）が原案を作成し、国（内閣総理大臣）が決定することとしていた「沖縄振興計画」について、国は、国の責務として実施すべき沖縄振興の基本的な方針を定める「沖縄振興基本方針」を策定することとし、これに基づき、本県が「沖縄振興計画」を定めるスキームに改正されました。

2012（H 24）年5月に策定された沖縄21世紀ビジョン基本計画（計画期間：2012（H 24）年度～2021（R 3）年度）では、沖縄21世紀ビジョンで掲げた5つの将来像の実現と4つの固有課題の解決を図り、「潤いと活力をもたらす沖縄らしい優しい社会の構築」と、「日本と世界の架け橋となる強くし

なやかな自立型経済の構築」を施策展開の基軸として掲げ、これら2つの基軸の好循環によって本県の自立的・持続的発展を図ることとしました。

また、新たな制度として、沖縄の実情に即してよりの確かつ効果的に施策を展開するため、沖縄振興に資する事業を本県の自主的な選択に基づいて実施できる沖縄振興交付金制度が創設されました。

(4) 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (沖縄振興計画)等総点検及び 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 ア 沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(沖縄振興計画) 等総点検の結果

本土復帰以降、5次にわたる沖縄振興計画等に基づき、各種施策が総合的に講じられ、社会資本の整備を中心にして本土との格差は縮小し、本県の経済社会は着実に発展しました。沖縄振興交付金制度や沖縄関係税制、高率補助制度など各種特例措置による強力な後押しも併せ、社会資本の整備や、リーディング産業である観光リゾート産業及び情報通信関連産業の成長など着実に発展してきたほか、本県の地域特性を生かした臨空・臨港型産業の集積など新たなリーディング産業も成長しています。

他方、一人当たり県民所得は本土復帰以降、全国最下位の水準を脱しきれていないなど自立型経済の構築はなお道半ばにあります。また、離島の条件不利性や米軍基地問題など本県の特殊事情から派生する固有課題をはじめ、一人当たり県民所得の低さを背景とした子どもの貧困問題など、なお多くの課題が残されています。

イ 新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画 (沖縄振興計画)

2022(R4)年3月に改正された沖縄振興特別措置法においては、本県が沖縄振興計画を定めるスキームに変更はなく、法の期限についても10年間延長されました。

このような法改正や、残された多くの課題等を踏まえ、本土復帰から50年を迎えた2022(R4)年5月15日、本県は「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」(計画期間:2022(R4)年度~2031(R13)年度)を策定しました。

本計画は、沖縄 21 世紀ビジョンに掲げる県民が望む将来像の実現に向けた行動計画であり、SDGsを取り入れ、これまでの施策展開の基軸であった「社会」と「経済」に、新たに「環境」の枠組みを加え、社会・経済・環境の3つの枠組みに対応する形で、「誰一人取り残すことのない優しい社会」の形成、「強しなやかな自立型経済」の構築、「持続可能な海洋島しょ圏」の形成の基軸的な3つの基本方向を示すとともに、施策展開の基本的指針として「安全・安心で幸福が実感できる島」

を形成することとしています。

本県は、これからの10年「新時代沖縄」の方向を示す本計画を着実に推進し、わが国の持続可能な発展に貢献するとともに、県民が真に幸福を実感できる平和で豊かな沖縄の実現に取り組みます。

(5) 平和で豊かな沖縄の実現に向けた 新たな建議書

50年前、当時の県民は「基地のない平和の島」としての復帰を強く望み、琉球政府において、将来の平和で豊かな沖縄県づくりのための具体的な措置を政府に求めた「復帰措置に関する建議書」が作成されました。

復帰から50年を迎えた現在において、沖縄は、空港などの社会資本整備が着実に進められ、観光・リゾート産業の成長など、さまざまな成果をあげてきましたが、沖縄の基地負担は、50年前、当時の県民が期待した「本土並み」には依然として程遠い状況にあり、自立型経済の構築もなお道半ばとなっています。

このため、復帰50年の節目において、県では、新たな建議書について検討するにあたり、県民意見募集や有識者との意見交換を行い、有識者からは基地の整理縮小や経済的自立・発展、県民からは50年先に望む姿として、「沖縄 21 世紀ビジョン」で描く将来像の実現を求める意見が寄せられました。

こうした県民の思いや復帰当時の先人達の願いを踏まえるとともに、いまだ残る課題への対応や県民が望む沖縄の将来像の実現に向けた未来への決意等とあわせて、新たな未来を展望する観点から、米軍基地の整理縮小等の4項目を建議事項として取りまとめた「新たな建議書」を2022(R4)年5月7日に策定し、県内外へ発信するとともに、5月10日には内閣総理大臣等へ手交(提出)しました。



「新たな建議書」記者発表



岸田総理への手交

「平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書」 各章一覧

1. 復帰時における沖縄と「復帰措置に関する建議書」
2. 本土復帰後50年の振り返り
3. いまだ残る課題
4. 沖縄の未来に向かって
5. 平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議

2 沖縄振興特別措置法等

(1) 沖縄振興特別措置法等改正の経緯

沖縄振興開発特別措置法は、沖縄の持つ「特殊事情」を踏まえ、格差是正、沖縄の自立的発展の基礎条件の整備等を目的に、1972(S47)年の施行以来、県の要望等に基づき10年ごとに延長されてきました。

本土復帰から30年間は、沖縄振興開発特別措置法の下、3次にわたる沖縄振興開発計画が策定され、本土との格差是正、いわゆる「キャッチアップ型」の振興策が進められ、自立的発展の基礎条件を整備するため、道路や空港、港湾などあらゆる社会資本の整備が進められました。また、第3次沖縄振興開発計画の期間中である1998(H10)年には、情報通信産業振興地域や観光振興地域制度の税制特例が創設されるなど、沖縄の自立的発展に向けた産業振興策が進められてきました。

2002(H14)年の改正では、法の名称から主に社会資本の整備を想起させる「開発」が抜け、現在の沖縄振興特別措置法となったほか、民間主導の自立型経済の構築を目指し、情報通信産業特別地区の創設など制度面の充実や、世界最高水準の自然科学系の大学院大学の設置を目指す等の科学技術振興、大規模駐留軍用地跡地等の利用の促進及び円滑化のための制度が盛り込まれました。

復帰40年目となる2012(H24)年の改正では、目的に「沖縄の自主性を尊重」が追加され、国が沖縄振興の基本的な方針を定める沖縄振興基本方針を策定し、県が沖縄振興計画を定めることや、沖縄振興の新たなツールとして自由度の高い沖

縄振興交付金制度が導入されました。また、新たに「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が制定され、給付金制度の拡充や駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設等が図られました。

このように、法の目的が本土との格差是正から、自立的発展に資することへと変遷し、税制等の改正や制度の創設が行われる中、沖縄の特殊事情にかんがみ特別な措置を講ずるとの基本的な枠組みは変わらず維持されてきました。

本土復帰以降の沖縄振興施策により、社会資本整備を中心とした格差是正及び民間主導の自立型経済の構築で成果が現れ、県民生活の利便性や雇用情勢が大きく向上するとともに、教育環境の整備や、福祉の向上など生活の充実も図られています。

その一方で、2020(R2)年3月に県が取りまとめた沖縄 21 世紀ビジョン基本計画等総点検では、県民所得の向上等はいまだ十分ではなく、自立型経済の構築は、なお道半ばにあること、加えて、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など沖縄固有の課題も残されており、子どもの貧困の問題、雇用の質の改善等の重要性を増した課題や新たに生じた課題等が明らかになりました。

県では、検証結果や、県民、県関係団体、市町村など県内各界各層からの幅広い意見を踏まえ、「新たな沖縄振興のための制度提言」を2021(R3)年4月にまとめ、国に対して提言を行い、知事を先頭に、国の関係要路に対して、沖縄振興に必要な特別措置の継続・拡充等を時機を捉えて重ねて要望してきました。

この結果、国会における審議を経て、沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目的とする改正沖縄振興特別措置法が2022(R4)年4月1日に施行されました。

(2) 2022(R4)年改正沖縄振興特別 措置法の内容

改正された沖縄振興特別措置法では、沖縄振興交付金制度や高率補助制度、沖縄関係税制等の主要な制度が継続・拡充されたほか、「離島及び北部地域の振興」「子どもの貧困対策」「人材育成に必要な教育の充実」「脱炭素社会の実現」「デジタル社会の形成」といった県が強く求めていた重要な項目が、国及び地方公共団体の努力義務として新たに規定され、10年間延長されました。

また、関係法の改正により駐留軍用地跡地利用に関する特別措置の継続・拡充や、沖縄振興開発金融公庫の存続がなされています。

沖縄県としては、法に盛り込まれた特例措置を活用し「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」に掲げた施策の推進を図り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により落ち込んだ経済の立て直しを図りつつ、SDGsを取り入れ、社会・経済・環境の

3つの側面が調和した「持続可能な沖縄の発展」と「誰一人取り残さない社会」を目指すとともに、ウィズコロナの新しい生活様式からポストコロナのニューノーマルに適合する「安全・安心で幸福が実感できる島」の形成に向けて、県民と一体となって全力で取り組んでいます。

3 復帰特別措置

(1) 復帰特別措置の意義

本措置は、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」に基づき、身分上の特例措置や県民負担軽減に係る特例措置等、沖縄の本土復帰に際し、制度的な変化から生じる混乱や摩擦を緩和することを目的に設けられたもので、これまで県民生活と企業経営の安定に大きく寄与してきました。

(2) 復帰特別措置の内容

本措置は、沖縄県及び沖縄県の市町村に関する措置、裁判の効力の継承等に関する措置、琉球政府等の権利義務の継承等に関する措置、通貨の交換等に関する措置のほか、弁護士、歯科医師、税理士等に関する身分上の措置、公共下水道等に係る国庫補助の特例など負担軽減に関する措置、関税の免除や内国消費税の軽減措置などの税制に関する措置等、多岐にわたっています。

(3) 復帰特別措置の事項数

復帰当初の事項数は143でしたが、現在措置中の事項は、弁護士資格や歯科医師資格などの身分上の特例など、25事項となっています（公務員の身分や裁判の効力等、復帰時点で本邦の法律に継承された事項は除く）。

措置事項数の推移

	復帰当初	現在措置中	終了
税制関係	27	2	25
その他	116	23	93
合計	143	25	118

（令和4年4月現在）

(4) 現在措置中の主な税制関係の措置

ア 沖縄県産酒類に関する酒税の軽減措置

復帰前から県内で酒類を製造していた製造所で製造され、県内に流通している酒類について、泡盛は本則の35%、ビールは本則の20%の酒税の軽減がなされています。

本措置は、ビールについては、2023（R5）年10月1日から、泡盛については、2024（R6）年5月15日から3つに分類する経営規模別に、段階的に縮小され、ビールについては、2026（R8）年10月1日に、泡盛については、2032（R14）年5月15日に措置を終了することとなっています。

イ 揮発油に係る揮発油税と地方揮発油税の

軽減措置

県内の揮発油製造場または保税地域から移出されまたは引き取られる揮発油について、揮発油税及び地方揮発油税が全国と比較して7,000円／klの軽減がなされています。また、本措置を前提に、県条例において1,500円／klの石油価格調整税を徴収し、離島への石油製品の輸送費補助を実施しています。

4 北部振興等

北部地域については、県土の均衡ある発展を目的として、「雇用機会の創出に向けた産業の振興」「定住条件として魅力ある生活環境の整備」を図るため、2000（H12）年度から国において北部振興事業が実施されてきました。

北部振興事業のうち、公共事業としては、「本部港本部地区港湾改修事業（沖縄県）」「外郭線街路新設改良事業（名護市）」「桃園団地新築事業（国頭村）」など、427件・721億円の事業が採択され、道路、港湾、住宅などの社会資本や生活環境の整備が進められてきました。

また、非公共事業については、IT企業等の集積の受け皿となる施設を整備する「サーバーファーム整備事業（宜野座村）」、農業及び観光振興に資する果樹加工施設を整備する「総合農産加工施設整備事業（東村）」、ギンバル訓練場跡地に観光拠点を整備する「ギンバル海岸周辺環境整備事業（金武町）」など329件・976億円の事業が採択され、観光交流や情報通信などの関連施設整備などが図られてきました。

これらの北部振興事業等により、「雇用機会の創出」や「定住条件の整備」など、北部地域の発展に資する実効性の高い事業が推進され、北部振興が図られてきたところです。

[交通運輸行政]

1 那覇空港の整備

(1) 那覇空港の歩み

那覇空港は、東アジアの中心に位置し、国内外に多数の航空路線を有するわが国の南の玄関口であり、県内離島航空路線のハブ空港としての役割も担っています。また、本県のリーディング産業である観光・リゾート産業等の振興と、生活物資や県産農水産物の輸送等を通じて、県民の生活や経済活動を支える極めて重要な社会基盤であります。

那覇空港の前身である那覇飛行場は、本土復帰に伴い米軍から運輸省（現・国土交通省）に引き継がれ、同省の管理する第2種空港に指定されるとともに、現在の名称に改められました。

その後、復帰時に滑走路の2,700m化、さらに1986（S61）年には3,000mに延長され、航空需要に応じて駐機場等の増設など空港施設整備が行われてきました。

年々増加する航空需要に対し、那覇空港は滑走路1本で活発に運用されていましたが、離発着のピークが空港の持つ処理容量を超え、慢性的な遅延が生じるようになりました。また、滑走路上やその周辺でのトラブルが発生すると、滑走路閉鎖等の制限により那覇空港の運用はもとより県全体に多大な影響を及ぼすことから、2003（H15）年に滑走路増設について検討が始まりました。その後、那覇空港の現滑走路と並行して1,310m沖合に2,700mの滑走路を建設する工事に2014（H26）年1月に着手し、5年10カ月の工期を経て、2020（R2）年3月に那覇空港第二滑走路の供用を開始しました。これにより、年間滑走路発着処理容量は13.5万回から24万回へ拡大するなど、抜本的な空港機能の向上が図られました。

(2) 空港旅客数等の推移

復帰直後（1973（S48）年）の年間空港旅客数は国内線197万人、国際線21万人で合計218万人でしたが、コロナ禍前の2019（R1）年には、国内線1,808万人、国際線368万人で合計2,176万人と約10倍に増加しています。また、航空貨物取扱量も復帰直後は2万tでしたが、ピーク時の2018（H30）年には34万tと約17倍に増加しています。

路線数は2019（R1）年で、本土路線26、県内路線7で国内線計33路線、国際路線は香港、台北、韓国、中国、タイ、シンガポールの6つの国と地域に計15路線が就航しており、那覇空港はわが国における拠点空港として位置づけられています。

(3) ターミナル施設の整備

復帰時、那覇空港旅客ターミナルビルは出発ビル及び到着ビルの2ビル体制でしたが、1975（S50）年の沖縄国際海洋博覧会の開催決定を契機に暫定国内線ビルが建設され、国内線ビル、離島線ビル及び国際線ビルの3ビル体制で旅客需要に対応していました。

その後、国内線ビルにおいては空港利用者の増加による狭隘化が進んだことから、分散立地する離島線ビルと国内線ビルの統合した国内線新旅客ターミナルビルが1999（H11）年5月に供用開始されました。

国際線ビルにおいても、海外旅客の増加による狭隘化のほか、施設の老朽化に対応するため、新国際線ターミナルビルが2014（H26）年2月に供用開始され、続く2019（H31）年3月には、国内線ビルと国際線ビルを結ぶ際内連結ターミナルビルが供用を開始し、ビル一体化によって旅客利便性の大幅な向上が図られました。

また貨物ビルにおいては、アジア・ゲートウェイ構想に対応

した国際物流拠点形成に向けた対策として、2008（H20）年10月に「那覇空港ターミナル地域整備基本計画」が策定され、2009（H21）年10月には新貨物ビルの供用が開始し、那覇空港を中継拠点として日本とアジアの主要都市を結ぶ国際貨物事業が開始されました。

2 交通政策

(1) 総合的な交通体系の整備

本県は、1972（S47）年以降、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画の下、2010（H22）年3月に、沖縄21世紀ビジョンを策定しました。長期的な社会経済を展望した沖縄県総合交通体系基本計画を策定し、交通施設の整備や交通ネットワークの整備拡充等を積極的に推進してきました。

その結果、産業経済活動を支える交通基盤である道路、港湾、空港等の整備や、県内はもとより国内外との交通網の整備拡充が図られてきています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行など本県を取り巻く社会情勢や交通を取り巻く環境の変化に対応するため、2022（R4）年度に新たな「沖縄県総合交通体系基本計画」を策定しました。改正された新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の実現を目指すとともに、21世紀における総合的な交通体系のビジョンを示したところです。

(2) 航空交通

本土復帰後における本県の航空交通は、1972（S47）年5月の本土復帰直後に、全日本空輸株式会社により那覇～東京、名古屋線が開設され、1975（S50）年以降、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社により那覇と熊本、長崎、宮崎、仙台、広島、札幌等の地方都市の路線が相次いで開設されています。

一方、日本トランスオーシャン航空株式会社（旧・南西航空株式会社）も1974（S49）年以降、那覇～多良間、北大東、粟国や宮古～多良間、石垣～波照間を結ぶ離島路線を相次いで開設するとともに、1986（S61）年の那覇～松山線を皮切りに県外路線にも乗り出しました。

1985（S60）年には、那覇～慶良間線を運航していた公共施設地図航空株式会社に代わり、当該路線の維持拡充のため、座間味村等の地元自治体や関連企業等が共同出資し、琉球エアークommunicuter株式会社が設立されました。

同社は1987（S62）年2月に正式に那覇～慶良間線を引き継ぎ、その後も日本トランスオーシャン航空が就航する離島路線の多くを引き継ぐなど、本県離島航空路線を就航する中心的な航空事業者となっています。

また、本県における県内線は、2022（R4）年12月現在、

12 路線に拡充されています。

(3) 海上交通

復帰時の海上交通は、本土旅客定期航路に3航路(京浜、阪神、鹿児島)、県内旅客定期航路に38航路が運航し、1973(S48)年には博多航路も開設されていますが、県内旅客定期航路については、架橋等の建設により、現在29航路に減少しています。

本土航路においては、航空機の発達等により旅客輸送人員の大幅な減少傾向が見られ、2020(R2)年度の旅客輸送人員は2万2,970人で、復帰時(1972(S47)年度)の88万904人に比べ、97.4%の減少となっています。貨物輸送量については、2020(R2)年度637万1,537tで、復帰時(1972(S47)年度)の230万9,984tに比べ、約2.75倍の増加となっています。

離島航路においては、船舶の大型化、高速化等により利便性の向上が図られ、旅客輸送人員は、2020(R2)年度179万4,234人で、復帰時(1972(S47)年度)の101万8,943.5人に比べ、約1.76倍の増加となっています。

また、1972(S47)年度より離島航路事業者に対して補助金を交付し、離島航路の維持・確保に努めています。2012(H24)年からは、離島住民の定住条件の整備を図るため、沖縄振興特別推進交付金を活用し、離島航路を運航する船舶の更新に取り組んできました。2021(R3)年度までに、13航路14隻の船舶更新を行ったところです。

島しょ県である本県は、県民の日常生活や経済活動に必要な物資のほとんどを海上交通に依存していることから、今後は、効率的な輸送体系の整備や、ITの活用等による近代化や合理化を促進し、海上輸送交通業の経営基盤の強化を図ることとしています。

(4) 陸上交通

本県の乗合バスの輸送実績は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2021(R3)年度は1,886万2,000人で、復帰時(1972(S47)年度)の1億5,617人の約17.9%と大幅に減少しており、乗合バス事業者の経営は厳しいものとなっています。

そこで、県は、国・市町村と連携しながら、県民生活に必要な赤字不採算の乗合バス路線に対して同路線の運行の確保・維持を図るための補助を行うとともに、バス事業の振興のために沖縄県バス協会に対して助成を行っています。

また、乗合バスの利用環境改善を図るため、ノンステップバス、IC乗車券(OKICA)及びバスロケーションシステムの導入等を実施するとともに、定時速達性が高く多頻度で運行する基幹バスシステムの導入にも取り組んでおり、今後はモノレール駅や交通結節点等における乗り継ぎ・乗り換え環境を改善し

ていきます。

さらに、乗合バスの深刻な運転手不足により、2019(R1)年度から運転手確保の取り組みに対して補助を行っています。コロナの影響で乗合バス事業者のみならず人手不足となっていることから、今後はタクシー等、その他の陸上交通事業者に対しても人材確保について検討していきます。

その他にも、県は沖縄県トラック協会との「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」の締結を踏まえ、災害発生時に生活物資等の緊急輸送が円滑に行われるよう、2022(R4)年度から物資輸送訓練等を実施するとともに、トラック事業の振興のために沖縄県トラック協会に対して助成を行っています。

(5) 鉄軌道導入に向けた取り組み

鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入に向けては、2012(H24)年度から調査検討を行い、2014(H26)年度からは構想段階における計画案づくりに取り組み、延べ6万2,000件の県民等から寄せられた意見も踏まえ、2018(H30)年5月に沖縄鉄軌道の構想段階における計画書を策定しました。

2018(H30)年度からは国から課題として示されている費用便益比の精緻化により1を超えるケースを確認し、2020(R2)年に学識経験者で構成する検証委員会でも専門的観点から評価を受けました。

鉄軌道の持続的運営を可能とする全国新幹線鉄道整備法を参考とした特例制度の創設については、改正沖縄振興特別措置法への附帯決議を受け、2022(R4)年5月の沖縄振興基本方針で、国においても特例制度の調査検討が進められることとなっています。

今後は、市町村のまちづくりや広域的な都市計画と連携を図り、駐留軍用地の跡地利用を見据えて取り組むとともに、新たな技術開発等の動向を捉えながら早期実現に向けた取り組みを進めます。

[ICT 推進への取り組み]

1 ICT 関連施策の推進

離島県である本県では、情報化のもたらす効果を最大限に活用することにより、時間的・空間的不利性を克服し、特色ある産業や文化の振興、県民生活の向上を図ることが最も効果的な方策の一つです。これまで、振興施策の総合的な基本計画である沖縄振興計画のもと、情報化に向けた計画が策定され、情報通信技術(ICT)の利活用に係る施策(ICT関連施策)の計画的な推進が図られてきました。

2000(H12)年度には、「沖縄県行政情報化推進計画」

を策定し、同計画のもと、県民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供並びに事務処理の見直しによる行政の簡素化・効率化及び透明化に向けたICT関連施策に取り組みました。

2001(H13)年度には、ICTを活用し、県民生活の向上と自立に向けた持続的発展を目指して先端分野に積極的に取り組んでいく決意をアピールした「沖縄 e-island 宣言」を決定しました。2002(H14)年度には、同宣言の理念を実現する総合的な指針を定めた「沖縄 e-island チャレンジプラン」を策定し、同計画のもと、本県の情報通信基盤の整備、地域の情報化、行政の情報化、情報通信関連産業の振興及びIT人材育成に向けたICT関連施策に取り組みました。

これらの後継計画として、2015(H27)年度には、本県のICT関連施策を再構築しつつ、行政、産業界、学界及び県民一人ひとりが共有・協働し、ICT・情報資源の利活用等により未来を創造する総合計画として「おきなわICT総合戦略」を策定しました。同計画のもと、「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」を実現するためのICT推進を目標に掲げ、県民生活、産業、行政、情報通信基盤、人材育成の5つの分野においてICT関連施策に取り組みました。

2 情報通信基盤の整備

島しょで狭小な本県においては、離島等の条件不利地域でも都市部と同等の情報通信環境を確保するため、海底光ケー

ブル等の中継伝送路の段階的な整備や、陸上部における光ファイバ網の整備の促進に取り組んできました。

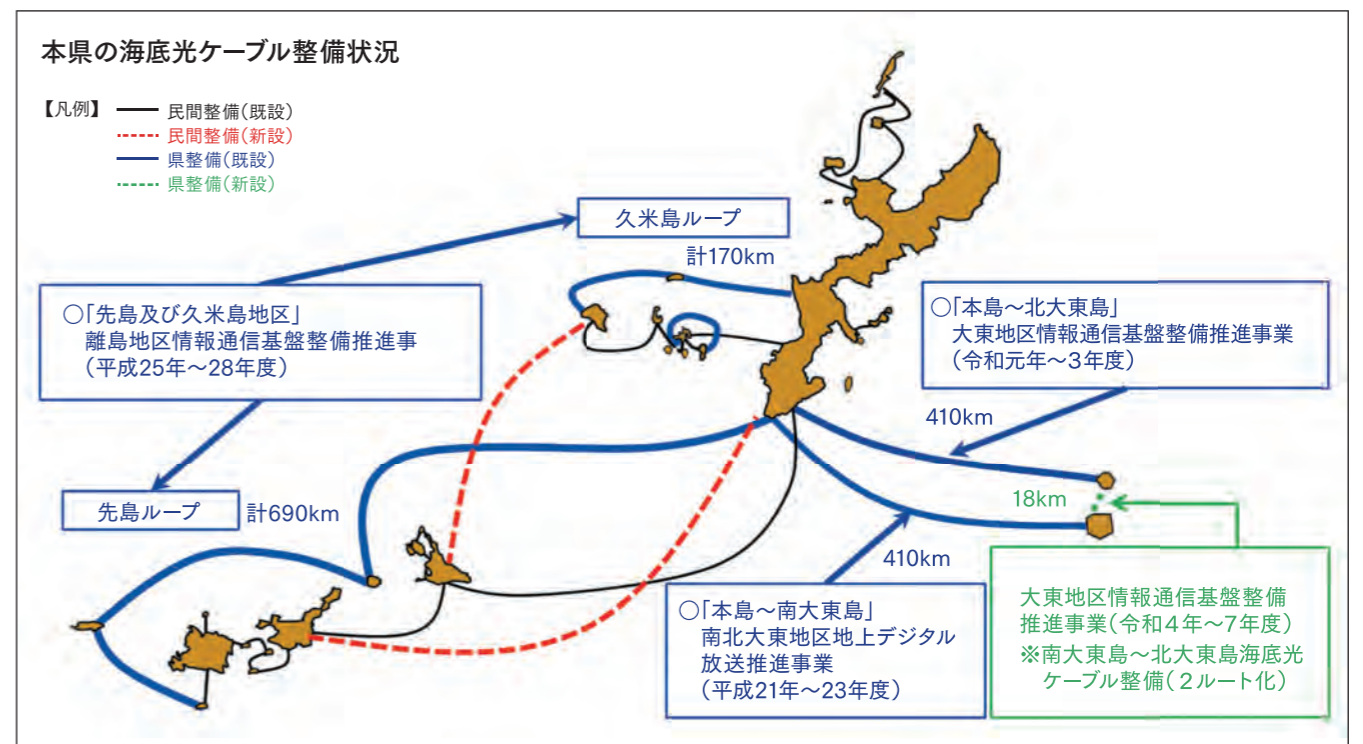
本県の海底光ケーブルは、県及び民間通信事業者による整備が進められ、2021(R3)年度には離島にある15市町村役場が全て接続されました。今後は、災害や障害に強い安定的な情報通信基盤の構築に向けて、海底光ケーブルの強靱化(ループ化)に取り組むとともに、小規模離島への海底光ケーブル整備について検討していきます。

また、陸上部の情報通信基盤となる光ファイバ網については、さまざまな施策により整備が進められた結果、本県の光ファイバ網整備率は、2021(R3)年度において99.6%となり、全国平均の99.3%を上回りました。今後は、生活基盤において重要となる施設を中心に陸上部の地下埋設等の整備を図り、安定かつ質の高い情報通信基盤の整備に取り組むほか、離島や過疎地域の定住条件の整備に向け、テレワーク等に必要となる次世代の情報通信基盤の構築に、関係機関と連携して取り組みます。

光ファイバ網整備率

	平成23年度	平成28年度	令和3年度
沖縄県	87.3%	95.8%	99.6%
沖縄県離島	52.3%	80.5%	97.2%
全国	95.1%	98.0%	99.3% ^{※注}

※注…全国は令和2年度末の数値



3 DXの推進に向けて

近年においては、デジタル技術の発展・普及を背景として、デジタル技術の活用により経済・産業構造の変革、社会課題の解決、新たな価値の創造を図る、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進する動きが盛んとなっています。

沖縄振興を推進するうえでも、デジタル技術は欠くことのできないツールであり、本県においても、今後は、従前の情報化関連施策の推進に加えて、DXの推進にも取り組む必要があります。

このため、2022(R4)年9月には、本県のDX関連施策の推進に向けた考え方や方向性、施策等を示す総合計画として「沖縄県DX推進計画」を策定しました。

今後は、沖縄県DX推進計画のもと、行政分野のみならず、福祉・医療・教育などの生活分野、商工・観光・農林水産などの産業分野とあらゆる領域におけるDXの推進に向けて、総合的かつ計画的に取り組む、デジタル技術の面からの沖縄振興への貢献を図ります。

【科学技術振興】

1 これまでの科学技術振興施策

沖縄県の科学技術振興は、「沖縄県科学技術振興大綱(2000(H12)年2月)」を基に、沖縄産学官共同研究推進事業等の施策が開始されました。以後、沖縄振興計画(2002(H14)年7月)で「世界的水準の知的クラスターの形成(大学院大学を中心として)」が基本方向の一つとして設定され、「沖縄県科学技術振興指針(2005(H17)年8月)」や「沖縄21世紀ビジョン基本計画(2012(H24)年5月)」等に基づき、沖縄科学技術大学院大学、琉球大学、沖縄工業高等専門学校等を核として、「知的・産業クラスター」の形成に向けて取り組んできました。

2 沖縄科学技術大学院大学の設立

沖縄科学技術大学院大学(OIST)は、2001(H13)年に故尾身幸次内閣府特命担当大臣が、沖縄に国際的な大学院大学を設置する構想を提唱し、沖縄の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与する目的で、2011(H23)年に設立されました。5年一貫性の博士課程教育を提供し、世界中から優れた研究者を集めて、世界最先端の学際的研究を行い、世界の科学技術の発展への寄与、そして沖縄の振興及び自立的発展の原動力となるイノベーション創出に取り組んでいます。

県では、OISTがその世界的ネットワークを生かし実施して

いるスタートアップ企業創出の取り組みを2018(H30)年度から支援しており、これまでに5社が県内で起業しています。

また、OISTは、県等と連携し、県内の子どもたちへ科学への興味関心を喚起するさまざまな取り組みを実施しています。

3 知的産業クラスター形成の取り組み

(1) 沖縄ライフサイエンス研究センターの設置

沖縄ライフサイエンス研究センターは、ライフサイエンス分野における研究開発機関相互の連携による研究開発を促進し、科学技術の振興に資するため、2013(H25)年5月に供用を開始しました。大学等から輩出される研究成果の受け皿となる研究機関や企業等が入居し、ライフサイエンス分野における高度な研究開発が実施されています。



沖縄ライフサイエンス研究センター

(2) 県内大学等の研究開発の支援

知的・産業クラスター形成の推進に向けた研究開発の活性化のため、県内大学等の研究開発シーズと県内外企業の研究ニーズとのマッチングによる共同研究の支援や国内外の大学や研究機関等とのネットワークの構築に取り組まれました。

また、先端医療技術・感染症に関する大学や研究機関、民間病院等による共同研究事業に対する支援を行い、県外大学病院から核となる再生医療技術の移転に繋がり、県内における新たな技術の研究開発を推進しています。

(3) 今後の展望

「健康・医療」等の成長分野を柱にした知的・産業クラスターの形成に向けた継続的な取り組みにより、うるま市州崎地区にライフサイエンス系企業が集積されてきました。今後は、さらなる発展に向けて、新たな付加価値を創造するイノベーション型の経済成長への転換を図るため、これまでに集積された知的・産業クラスター機能面を拡充させるとともに、県内大学等の研究成果を活用してイノベーションを創出し続ける、イノベー

ション創出拠点の形成等に取り組んでいきます。

【土地対策及び駐留軍用地跡地利用の推進】

1 土地利用

沖縄県の面積は、2020(R2)年現在で2,283km²と、復帰時に比べ埋め立て等により約39km²増加しています。

利用形態別で見ると、森林が1,069km²で県土の46.8%を占め、次いで農地370km²(16.2%)、宅地165km²(7.2%)、道路117km²(5.1%)となっており、全国と比べ農地、宅地及び道路の割合が高く、森林、水面等は低くなっています。なお、表中の「その他」には、米軍施設等が含まれ、全国に比して高い割合を占めています。

土地利用の推移を見ると、人口の増加に伴い、宅地、道路等の都市的土地利用は増加し、農地、森林等の自然的土地利用は減少しています。

今後は、少子高齢化の進行など人口動態の変動を見据えた県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取り組みを進めていくことが重要な課題であり、引き続き第5次沖縄県国土利用計画に基づく県土の利用目的に応じた区分ごとの量的な調整を図りつつ、県土の有効利用・高度利用をより一層推進していく必要があります。

土地利用の推移

単位:上段 km²
下段 (%)

区分	S47	S57	H4	H14	H24	H29	H30	R1	R2
農地	459 (20.5)	449 (19.9)	471 (20.8)	402 (17.7)	390 (17.1)	380 (16.7)	380 (16.7)	375 (16.4)	370 (16.2)
森林	1,058 (47.1)	1,105 (49.1)	1,055 (46.6)	1,040 (45.8)	1,068 (46.9)	1,069 (46.9)	1,069 (46.9)	1,069 (46.9)	1,069 (46.8)
原野等	284 (12.7)	96 (4.3)	81 (3.6)	67 (2.9)	65 (2.9)	65 (2.8)	65 (2.8)	65 (2.8)	65 (2.8)
水面等	20 (0.9)	22 (1.0)	27 (1.2)	30 (1.3)	32 (1.4)	33 (1.4)	34 (1.5)	34 (1.5)	40 (1.8)
道路	44 (2.0)	63 (2.8)	90 (4.0)	103 (4.5)	113 (5.0)	116 (5.1)	116 (5.1)	117 (5.1)	117 (5.1)
宅地	78 (3.5)	110 (4.9)	128 (5.7)	142 (6.3)	155 (6.8)	160 (7.0)	162 (7.1)	163 (7.1)	165 (7.2)
その他	301 (13.4)	406 (18.0)	413 (18.2)	498 (21.5)	454 (19.9)	458 (20.1)	455 (19.9)	458 (20.1)	457 (20.0)
合計	2,244 (100.0)	2,251 (100.0)	2,265 (100.0)	2,272 (100.0)	2,277 (100.0)	2,281 (100.0)	2,281 (100.0)	2,281 (100.0)	2,283 (100.0)

(1) 土地取引届出の状況

土地取引については、国土利用計画法で土地の投機的取引及び地価の高騰が国民生活に及ぼす弊害を除去し、適正かつ合理的な土地利用を確保するために、土地取引の届出制による規制措置を講じています。

本県の届出件数は、復帰後徐々に増加し、バブル期の1988(S63)年から急上昇し、1991(H3)年にはピークに達しました。これは、監視区域の指定による届出対象面積の引き下げが影響したと思われる。

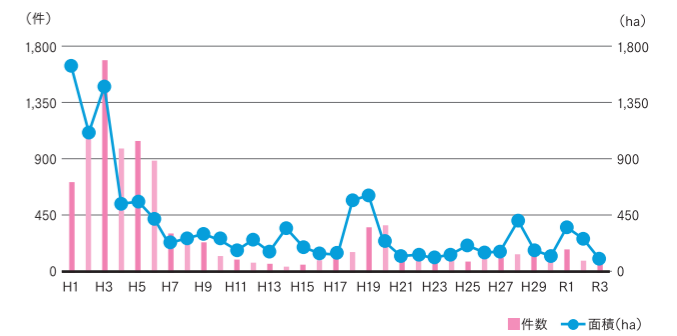
また、バブル崩壊後は、地価が下落し続けたことから、

1995(H7)年4月1日に監視区域の全面解除と届出面積の引き上げをしました。その結果、届出件数は、急速に減少しましたが、土地取引は、1995(H7)年以降は取引届出件数、面積とも増減を繰り返しています。

本県の土地取引を利用目的別に見ると、1985(S60)年までは住宅地を目的としたものが多く、バブル期はリゾート関連施設を目的としたものが多数を占めていました。

ここ数年はホテル用地、資産保有等を目的とした土地取引が増えています。

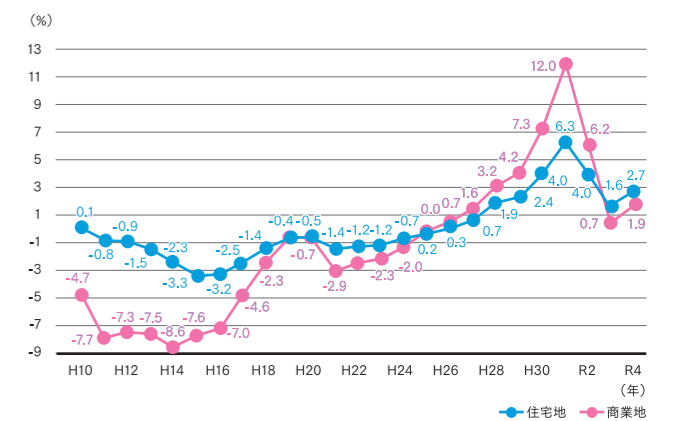
国土利用計画法に基づく土地売買等届出の推移



(2) 地価動向

本県の地価の動向を住宅地の対前年平均変動率でみると、1999(H11)年に地価調査実施(1974(S49)年)以来初めて下落に転じ、以降2013(H25)年まで下落していましたが、2014(H26)年から上昇に転じています。商業地については、1992(H4)年以降2012(H24)年まで下落していましたが、2013(H25)年の横ばいの後、2014(H26)年から上昇に転じています。2014(H26)年以降は、住宅地、商業地ともに、人口の増加や県内景気の拡大を背景に上昇しており、2020(R2)年から新型コロナウイルス感染症の影響で上昇率は大きく縮小したものの、2022(R4)年は再び上昇率が拡大しています。

対前年平均変動率の推移



(3) 開発行為

沖縄県県土保全条例は、県土の無秩序な開発を防止し、

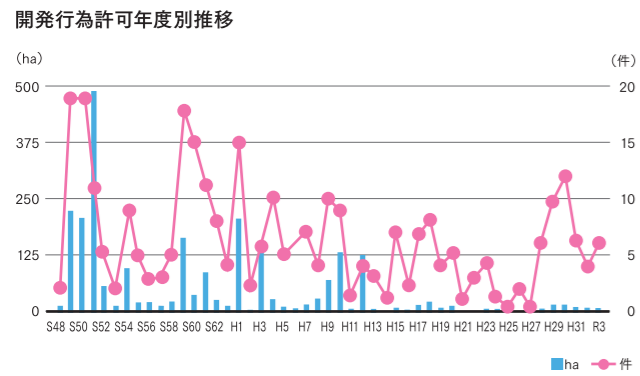
県民の福祉に寄与することを目的として 1973（S 48）年7月に公布されました。

県土保全条例に基づく許可状況から開発動向を見ると、1972（S 47）年の本土復帰に伴い、公共事業や民間企業の設備投資が集中的に進められ、沖縄国際海洋博覧会が開催される直前の1974（S 49）年、1975（S 50）年の開発許可件数はそれぞれ19件でした。

しかし、1976（S 51）年以降は全国的な景気の低迷、開発目的の多様化もあり、件数は増減を繰り返しながらも全体的には減少傾向で推移してきました。

2013（H 25）年以降は、太陽光発電施設を目的とした開発などの申請があり、2017（H 29）年は10件、2018（H 30）年は、12件の許可件数となりましたが、直近3カ年の許可件数は、2019（R 1）年から、それぞれ6件、4件、6件となっています。

1973（S 48）年から2021（R 3）年までに開発許可した件数は309件、開発面積は2,306haとなっています。



2 地籍調査

土地に関する記録「土地の所在、地番、地目、地積、所有者名等」を「地籍」といいます。

地籍調査とは、「国土調査法」に基づき、地籍の明確化を図るため、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍（面積）に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊を作成することをいいます。

地籍調査の成果は、土地に関する権利保護をはじめ、道路・河川等の公共事業など土地に係る諸行政に広く活用されています。

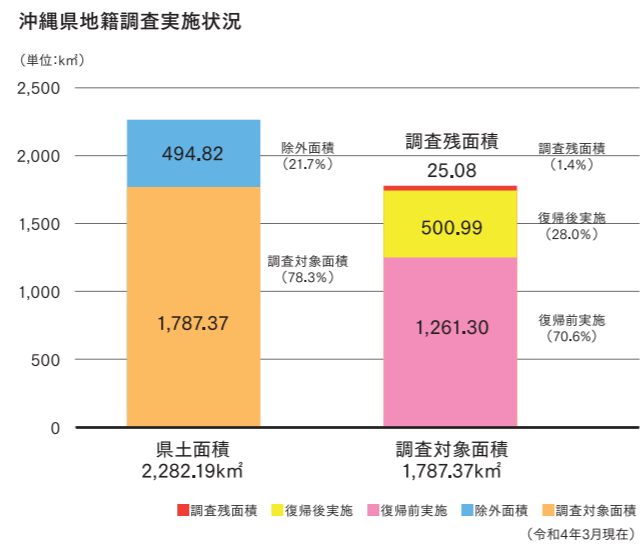
沖縄県の地籍は、1899（M 32）年から1903（M 36）年にかけて「沖縄県土地整理法」によって整備されましたが、去る大戦において公図・公簿のほとんどを焼失しました。

その後、戦後の混乱期の下で1946（S 21）年から1951（S 26）年までの間、米軍指令による「土地所有権認定事業」によって整備しましたが、短期間の拙速的な調査だったため、実態と符合しない不備、欠陥の多い公図、公簿となりました。

そのため、琉球政府は「土地調査法」を制定し、1960（S 35）年から一筆ごとの土地に関する実態調査、測量等を行い、精度の高い地図等の作成に着手しました。復帰後の1972（S 47）年からは、沖縄県が琉球政府を引き継ぎ、「国土調査法」に基づき地籍調査を継続実施していましたが、2011（H 23）年からは、市町村が事業主体となっています。

県土面積の2,282.19km²に対し、地籍調査対象面積は1,787.37km²です。2021（R 3）年度までに1,762.29km²の調査を終えており、進捗率は98.6%となっています。

未調査地域の地籍調査にあたっては、国土調査促進特別措置法に定める「第7次国土調査事業10箇年計画」（2020（R 2）年～2029（R 11）年）に基づき、調査手法の改善及び工夫等により、事業の円滑な推進を図りながら事業を推進しているところです。



(1) 位置境界明確化調査

沖縄県内においては、去る大戦及びそれに引き続く米国軍隊の占領に伴う基地構築等により、土地の区画、形質が変更、喪失され、土地の位置の境界が明らかでない地域（位置境界不明地域）が、沖縄本島の中南部地区の広い範囲に生じました。

これらの地域は、国土調査法に基づく地籍の整備を図ることが困難なため、1977（S 52）年に「沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法」が制定され、位置境界明確化調査が実施されることになりました。

位置境界不明地域のうち、駐留軍用地等については防衛大臣（当時・防衛施設庁長官）、駐留軍用地以外については内閣総理大臣（当時・沖縄開発庁長官）によりそれぞれ地域が指定され、内閣総理大臣指定地域 24.5894km²を県が内閣府の委託を受けて調査を実施してきました。

これまでの調査実績は下表の通りですが、一部地域において、未合意となっている地域が0.0665km²もあり、関係土地所

有者の権利保護等を図るため早急な解決が望まれています。

今後、関係地主、関係市町村の協力のもとに合意形成の対策を図り、最終認証促進を強力に推進していく必要があります。

位置境界明確化調査の実績 令和4年3月末現在 単位:km²

調査面積	認証済面積	認証保留面積	未合意面積
24.5894	24.5229	0.0035	0.063
	99.73%	0.01%	0.26%

3 駐留軍用地返還跡地の有効利用の推進

(1) 跡地利用の状況

本県の駐留軍用地は、本土復帰の1972（S 47）年5月15日から2021（R 3）年3月末までの間で、合計1万191haが返還されています。

これらの跡地利用の状況を地域別に見ますと、北部地域の駐留軍用地跡地は、返還面積が6,577haで、沖縄本島随一の森林地帯として、県土保全、水源涵養等の機能を果たすとともに、動植物の貴重種の生息地や水資源の供給地として重要な役割を担っています。

そのうち、国頭村と東村にまたがる北部訓練場跡地（2016（H 28）年に一部返還）は、2021（R 3）年7月に世界自然遺産に登録されています。

中南部地域の駐留軍用地跡地は、返還面積が3,587haで、主に都市地域ということもあり、北中城村のアワセゴルフ場地区（キャンプ瑞慶覧）や那覇市の那覇新都心地区（牧港住宅地区）などにおいて大規模な土地区画整理事業が実施され、大規模商業施設や高層集合住宅などが数多く建設されたほか、公園や学校、モノレール駅等の公共施設が整備されるなど、新しい活気あるまちとして発展しています。

(2) 跡地利用の諸問題と法律の変遷

本県の駐留軍用地が返還される場合は、返還通知がわずか30日前にしか行われず、細切れで返還される、返還後の利活用が配慮されていない等の課題がありました。

そのため県では、1978（S 53）年以来、早期立法化を国へ要望し、4回の国会提案を経て、1995（H 7）年5月に跡地利用に関する最初の法律となる「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（いわゆる「軍転特措法」）が制定されました。

2002（H 14）年3月には、大規模な駐留軍用地の返還を見据えて、沖縄振興特別措置法に「駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置」が盛り込まれました。

2012（H 24）年3月には、これまでの諸問題の解決と跡地

利用を円滑に進めるため、軍転特措法を大幅に改正した「沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」（いわゆる「跡地利用推進法」）が制定されました。

跡地利用推進法では、新たに「沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造」「国の責任による主体的取り組みの推進」「地権者等の生活の安定への配慮」の3つの基本理念が明記され、支障除去措置や給付金制度等の拡充、拠点返還地の指定に加え、公共用地の先行取得制度が創設されました。

2015（H 27）年3月には、先行取得の期間を「地権者への土地引き渡しまで」可能とする法改正が行われ、2022（R 4）年3月には、跡地利用推進法の延長や、牧港補給地区の返還を見据え、段階的に返還される場合でも返還予定地全域を拠点返還地に指定することを可能とする法改正が行われました。

現在は、同法により、跡地利用が円滑かつ着実に進められています。

(3) 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想に基づく跡地利用の推進

1996（H 8）年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）及び2006（H 18）年の日米安全保障協議委員会（SCC）を経て、2013（H 25）年4月の「沖縄県における在日米軍施設区域に関する統合計画」において、嘉手納飛行場より南の6施設（(1) キャンプ桑江、(2) 陸軍貯油施設第1桑江タンクファーム、(3) キャンプ瑞慶覧の一部、(4) 普天間飛行場、(5) 牧港補給地区、(6) 那覇港湾施設）の返還区域及び返還時期等が示されました。

すでに返還された駐留軍用地の跡地利用においては、その用途の大半が大規模商業施設や住宅となっており、これまでと同様の手法で今後の跡地利用を実施した場合、広大な駐留軍用地跡地及び周辺が有する潜在力を最適かつ最大限に引き出す跡地利用を具現化できないことも懸念されました。そのため、県では、関係市町村、地主会等の協力のもと、広域的な視点からの跡地利用の検討を行い、2013（H 25）年1月に関係6市町村と共同で6施設の跡地利用の方向性を示す「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」（いわゆる「広域構想」）を策定しました。

広域構想では、跡地利用の全体コンセプトを「各跡地の特性を生かしつつ、広域的観点からの連携した開発により、中南部の都市構造を再編し、機能を高度化した、沖縄全体の発展につなげる100万都市の形成」とし、それを実現するため『跡地活用による幹線道路の整備及び公共交通ネットワークの構築』『自然環境と歴史文化の保全・再生による豊かな都市環境の形成』『跡地振興拠点地区の形成による自立経済の構築』の3つの基本方針を示しました。

広域構想を踏まえた跡地利用については、2015（H 27）年に返還された西普天間住宅地区（キャンプ瑞慶覧）において、琉球大学医学部及び琉球大学病院の移設を核とする沖縄健康医療拠点の整備が進められています。

また、普天間飛行場においては、約 480ha の広大な面積を有し、人口の集中する中南部の中央に位置するとともに、主要な交通ネットワークの構築等、沖縄の振興に大きな影響があるため、県は宜野湾市と共同で、跡地利用の検討に取り組み、2013（H 25）年3月に跡地利用計画策定に向けた中間的な成果となる「全体計画の中間取りまとめ」を策定しました。その後、文献調査等による現状把握、県民・地権者等の意見聴取、上位計画の改定や社会状況等の変化を踏まえ 2022（R 4）年7月に「全体計画の中間取りまとめ（第2回）」を策定し、跡地利用計画策定に必要な取り組みや手順を取りまとめました。

県では引き続き広域構想の実現に向けて、関係市町村と密に連携を図り跡地利用に取り組みます。

【離島振興】

1 離島振興計画

本県は、東西約 1,000km、南北約 400km に及ぶ海域に多数の島々が点在する広大な海洋島しょ圏であり、その海域の範囲は本州の3分の2に匹敵します。

本県の離島地域の市町村数は全国上位、かつ小規模な自治体が多く、人口 1,000 人未満の小規模離島が数多く存在しており、離島が抱える遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、市場規模の不経済性、高コスト構造、リスクへの脆弱性を抱えています。

また、小・中規模離島における人口減少は、地域を支える担い手の不足、ひいては有人離島としての存続自体が危ぶまれるなど、深刻な状況にあります。

一方で、国境離島を含む本県離島の存在は、わが国南西端の領海・領空・排他的経済水域等の確保、航空機・船舶の安全な航行、海洋資源の開発・利用及び保全等の確保の確保、地域資源や生産環境を生かした農業生産及び広大な水域における持続的な水産資源の利用による安定的な食料供給など、わが国及び国民の利益の確保と増進に貢献しています。

このため、県では、本土復帰以降、5 度にわたる沖縄県離島振興計画等に基づき、各種施策を実施してきました。

1976（S 51）年度から 2001（H 13）年度までの第1次～第3次「沖縄県離島振興計画」では、自立的発展のための基礎条件整備や豊かな地域社会の実現のため、離島地域における各種社会資本整備等に取り組みました。また、2002（H 14）年度から 2011（H 23）年度までの「新沖縄離島振興計画」及び 2012（H 24）年度から 2021（R 3）年度までの「住みよ

く魅力ある島づくり計画」では、各種基盤の整備等を推進し、離島の持つ不利性の軽減に努めるとともに、離島の持つ優位性を積極的に評価し、それを高めていくため、定住条件の整備や離島の特色を生かした産業振興に取り組みました。

また、2022（R 4）年8月には、今後の離島振興を図る総合的計画「次代を拓く持続可能な島づくり計画」を策定し、SDG sを取り入れ、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な海洋島しょ圏の形成を目指すこととしています。

このように、離島振興計画等に基づき、さまざまな離島振興施策が実施されてきましたが、離島地域がどのような状況になっているのか、また、県ではどのような振興策を行ってきたのかを以下にまとめました。

これまでの離島振興計画

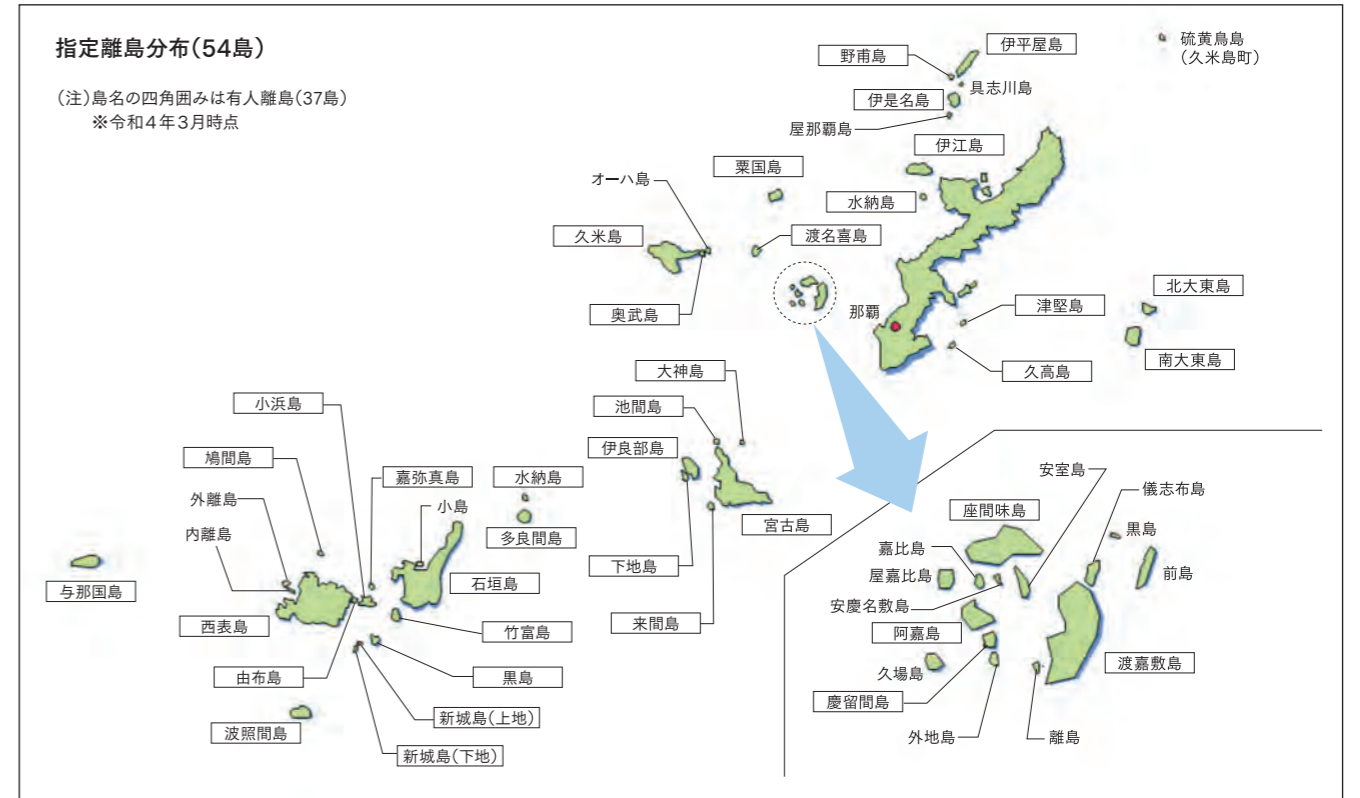
計画期間	離島振興計画の名称	計画目標
昭和51年度～昭和60年度	第1次沖縄県離島振興計画	・本土との格差是正、国民的標準の確保 ・優れた地域特性を活かすことによって、自立的発展が図られるように基礎条件を整備し望ましい地域社会を実現する
昭和60年度～平成3年度	第2次沖縄県離島振興計画	・本土との格差是正 ・自立的発展のための基礎条件整備することによって、明るく豊かな活力ある地域社会を実現する
平成4年度～平成13年度	第3次沖縄県離島振興計画	・本土との格差是正 ・自立的発展のための基礎条件整備するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展のための一翼を担う地域としての整備を図り、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会を実現する
平成14年度～平成23年度	新沖縄県離島振興計画	・自立的発展のための基礎条件の整備 ・我が国の社会経済、文化の発展及び国民の総合的な健康確保に寄与する特色ある地域として整備を図り、魅力に満ち、個性豊かで潤いのある地域社会を実現する
平成24年度～令和3年度	住みよく魅力ある島づくり計画 —沖縄21世紀ビジョン離島振興計画—	・定住条件の整備、離島の特色を活かした産業の振興と雇用の創出 ・近隣アジア諸国との友好関係の構築など新たな分野への展開を図り、離島がその潜在力を十分に発揮し、希望と活力にあふれる豊かな地域社会を実現する
令和4年度～令和13年度	次代を拓く持続可能な島づくり計画 —新沖縄21世紀ビジョン離島振興計画—	・SDGsを取り入れ、社会経済環境が調和した持続可能な海洋島しょ圏の形成 ・持続可能な離島コミュニティの形成を図るとともに、次代を拓くフロンティア施策を展開し、島々が個性と潜在力を発揮する、活力と希望にあふれる地域社会を実現する

(1) 離島地域の概況

本県において行政上の「離島」とは、沖縄振興特別措置法により指定されており、本土復帰当時、県内には 57 の指定離島がありました。瀬底島、伊計島、宮城島、浜比嘉島等が沖縄本島と埋め立て、海中道路、架橋によって連結されたことにより指定を解除されたほか、無人島の追加及び解除により、現在は、有人離島 37 島、無人離島 17 島の計 54 島が指定離島となっています。

圏域別では、北部圏域の4町村に7島（有人5島・無人2島）、中南部圏域の9市町村に24島（有人12島・無人12島）、宮古圏域の2市村に8島（全て有人）、八重山圏域の3市町に15島（有人12島・無人3島）があり、これら指定離島の面積は 1,024.66km² で、県土の約 44.9% を占めています。

また、離島地域の人口は、復帰当時（1970（S 45）年国勢調査）は 13 万 7,086 人で、県全体に占める人口の割合は約 14.5% でしたが、現在（2020（R 2）年国勢調査）の人口は 12 万 6,103 人で、県人口に占める割合は約 8.6% となっ



面積及び人口規模による指定離島(有人離島)の分類

人口規模 面積規模	人口規模					計
	100人未満	100人以上 1,000人未満	1,000人以上 5,000人未満	5,000人以上 10,000人未満	10,000人以上	
5km ² 未満	水納島(本部町) 慶留間島 奥武島 大神島 水納島(多良間村) 鳩間島 由布島 新城島(上地) 新城島(下地) 嘉弥真島	野間島 津堅島 久高島 渡名喜島 阿嘉島 池間島 米間島				17
5km ² 以上 10km ² 未満	下地島	粟国島 座間味島 竹富島 小浜島				5
10km ² 以上 20km ² 未満		渡嘉敷島 北大東島 黒島 波照間島	伊是名島 多良間島			6
20km ² 以上 50km ² 未満			伊平屋島 伊江島 南大東島 与那国島	伊良部島		5
50km ² 以上 150km ² 未満				久米島		1
150km ² 以上		西表島			宮古島 石垣島	3
計	11	15	7	2	2	37

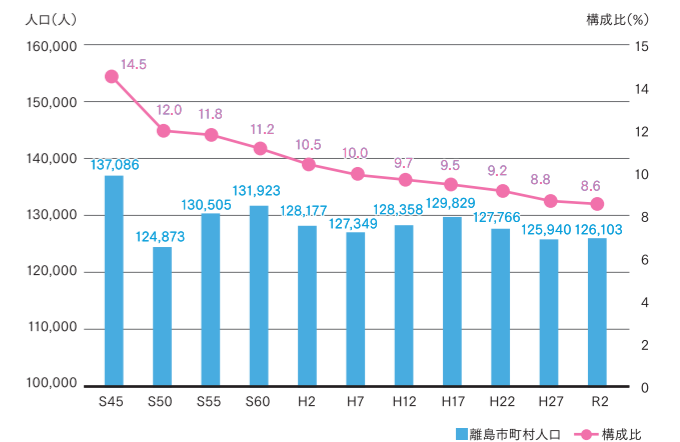
います。県全体での人口が、復帰後の50年間で約52万人増加したのとは対照的に、離島地域では1万人以上減少している状況です。特に宮古島市、石垣市を除く離島市町村では、地理的な条件不利性等に起因する産業や社会活動の停滞、若年層の進学等に伴う流出などにより、人口減少・少子高齢化が一段と進行しています。

離島地域の就業者数は、5万7,700人（2020（R 2）年国勢調査）で、県内就業者数の約10.0%を占めています。産業別就業者の構成比は、第1次産業が14.5%、第2次産業が13.7%、第3次産業が68.6%となっています。本島と比較する

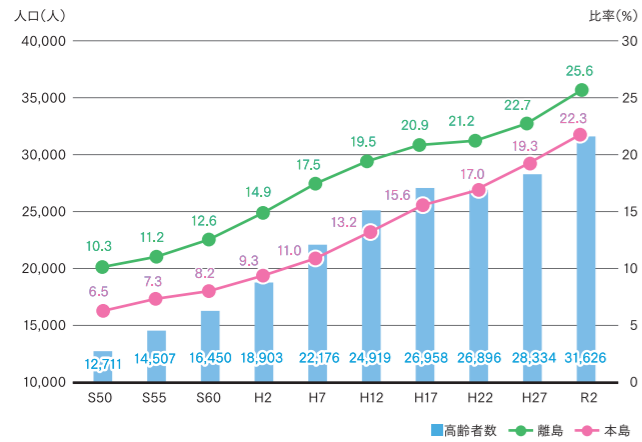
と、第1次産業において本島の4.0%より10.5%高く、そのうち農業就業者が89.3%を占めており、農業は離島地域の基幹産業となっています。また、第3次産業は、本島の78.2%に比べると9.6%低くなっていますが、観光関連産業等の発展に伴い増加傾向にあります。

また、1人当たりの市町村所得についても、1985（S 60）年度の離島市町村平均が140万3,000円なのに対し、2019（R 1）年度は246万円で75.3%増加しています。本島平均の240万4,000円よりも5万6,000円高い水準となっており、その要因としては、市町村所得の増加と人口減少が挙げられます。しかしながら、離島市町村の財政力指数の平均は0.16で、本島市町村の0.53の3分の1程度であり、財政力は極めて脆弱なものとなっています。

離島市町村人口の推移



離島の高齢者人口と比率の推移



2 離島振興施策

県では、離島における産業振興及び社会教育の充実、生活改善の推進等のための多目的な施設である「離島振興総合センター」を1976(S51)年度から1990(H2)年度までに整備し、1990(H2)年度から2001(H13)年度までには、離島の特性を生かした観光レクリエーションの推進及び地域間交流を促進し、明るい開かれたコミュニティの形成を目的とした施設の整備を図る「沖縄コミュニティ・アイランド事業」を実施しました。

また、2001(H13)年度から2010(H22)年度までには、沖縄の特性を生かした滞在型・参加型観光の促進や観光ガイド・通訳等の養成を図る「沖縄体験滞在交流促進事業」等の事業を実施し、2012(H24)年度からは沖縄振興交付金を活用し、沖縄本島等の児童を離島に派遣する「沖縄離島体験交流促進事業」や、離島の特産品事業者の販売戦略構築等を支援する「離島特産品等マーケティング支援事業」等の各種の事業を展開しています。

(1) 離島フェア

離島フェアは、離島の産業振興と併せて、離島地域と都市



離島フェアの様子(2018(H30)年)

地域間及び離島相互間の交流を促進するとともに、新たな地域資源を発掘し、住民自らの創意工夫による地域づくりを支援することを目的として1989(H1)年度から開催され、県民の幅広い関心と高い評価に支えられ、県内における一大イベントとして定着しています。

開催当初6万7,000人だった入場者が2019(R1)年度には13万6,000人へ、出展業者数は74業者から113業者へ、売上総額も3,000万円から8,800万円へと3倍近くの伸びをみせており、離島フェアの開催は離島地域の観光振興と地場産業の育成、販路拡大に大きな効果を上げています。

(2) 石油製品輸送等補助事業

本県は、本土復帰により国内法の適用を受けることとなりましたが、揮発油税法・地方道路税法については、復帰前に本県に適用されていた税率と同法の税差から、県内で消費される揮発油価格が急騰することにより、一般消費者の生活及び産業経済への影響が懸念されました。そのため、復帰特別措置により揮発油税及び地方道路税の軽減措置が講じられることとなり、現在、本土での税率が5万3,800円/klに対し、本県は4万6,800円/klで、7,000円/klが軽減されています(地方道路税は2009(H21)年度から地方揮発油税に改められた)。

また、復帰前の沖縄は、米国民政府の石油行政管理下で全島統一価格制度(プール価格制)が実施されていました。しかし復帰により自由価格制へと移行したことから、離島と本島との間に輸送コスト等の負担による価格差が生じることが懸念されたため、前述の軽減措置を税源として「沖縄県石油価格調整税条例」を制定し、その税収を財源に離島における石油製品の本島並みの価格の安定と円滑な供給を図ることを目的に「石油製品輸送等補助事業」を実施しています。

2021(R3)年度の補助実績は35事業者に対し9億4,075万円で、1972(S47)年からの累計額は約355億円となっています。

(3) その他の社会資本整備

その他のハード事業等においても、補助率を嵩上げするなど、離島地域の振興を図るためさまざまな形で支援をしています。

その結果、道路、港湾、空港、医療・福祉施設、情報通信基盤等を中心に社会資本の整備が図られるなど、一定の成果を上げています。この10年間の離島における主な事業としては、

- かんがい排水施設の整備(宮古島、北大東島等)
- 離島架橋の整備(伊良部大橋等)
- 空港の整備(新石垣空港、粟国空港ターミナル、波照間空港ターミナル等)
- 拠点港湾のターミナル整備(石垣港、平良港、本部港)

- 漁港の整備(南大東漁港(北大東地区))
- 県立病院の建て替え(宮古病院、八重山病院)
- 海水淡水化施設の整備(座間味島)
- ダム建設(久米島)
- 海底光ケーブルの整備(北大東島、先島地区・久米島地区の2ルート化)などがあげられます。

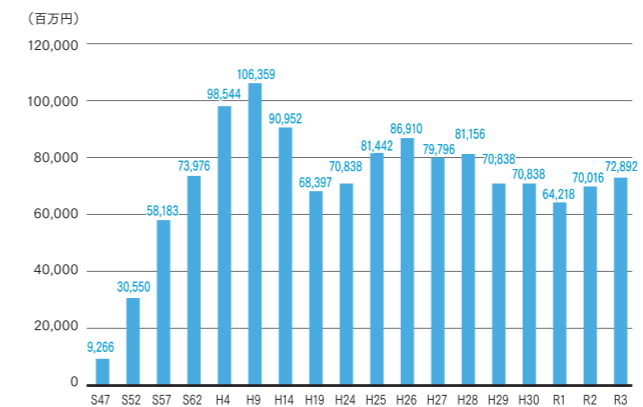
(4) 離島地域の産業及び生活環境

離島への入域観光客数は、復帰以降順調に増加しており、2013(H25)年の新石垣空港の供用開始や2015(H27)年の伊良部大橋開通等もあり、2019(R1)年度には429万人に達し、1975(S50)年の56万人と比較して約7.7倍に増加しています。

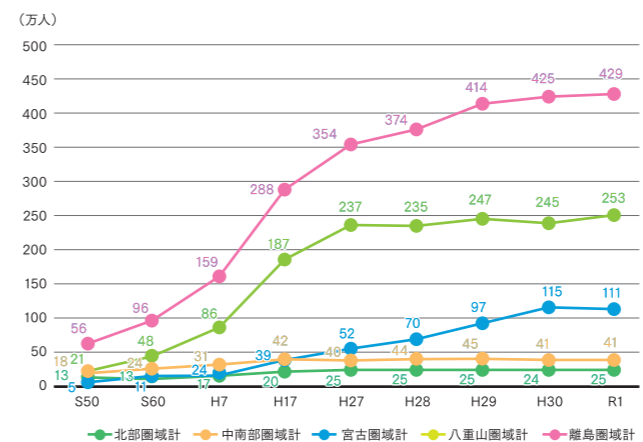
自然、文化等多様な魅力を有する離島地域を持続可能な観光資源として積極的に活用するため、離島アクセスの円滑化や離島間ネットワークの整備、離島における受け入れ環境の整備、着地型観光プログラム等の開発を促進し、県民生活との調和を図りながら、多くの個性ある島々が点在する沖縄の特長を生かした離島観光の振興を図る必要があります。

離島におけるさとうきびの生産量は、1970(S45)年度に

離島振興事業費の推移



離島入域観光客推移(圏域別)



は89万tでしたが、気象災害や農家数の減少などにより、一時47万tに減少しました。しかし、台風に近い品種の開発・普及や、ハーベスターの導入による機械化の促進に取り組み、2014(H26)年度以降は増加に転じ、2021(R3)年度は68.9万tとなっています。

本県において、さとうきびは栽培戸数の約7割、耕地面積の約4割を占める基幹作物であり、特に離島においては、代替困難な作物であり、地域経済への影響が大きいため、持続的かつ再生産可能なさとうきびの生産対策及び、製糖事業者の経営安定対策に取り組む必要があります。

畜産業については、八重山地域を中心に、肉用牛の畜産基地の整備を進めてきており、離島地域における肉用牛飼養頭数は、県全体の飼養頭数の約60%を占めるなど、本県農業の基幹部門としての確固たる地位を築いています。しかし、離島地域の生産農家の高齢化や後継者不足によって、飼養戸数が減少しており、飼養頭数が横ばいで推移しているため、新規就農者の確保や労働力向上などによる増産に向けた取り組みを推進する必要があります。

生活環境については、1993(H5)年から民放テレビ放送の視聴が可能となり、1998(H10)年からは南・北大東島において、NHK及び在京民放3社の地上波テレビ放送の視聴が可能となりました。

また、2005(H17)年度以降は、情報通信ネットワークの確保に向けてADSLや無線を整備し、全ての離島市町村においてブロードバンドサービスの利用環境を整備するとともに、南・北大東島への海底光ケーブルの敷設や本島と先島地区及び久米島地区をつなぐ海底光ケーブルの2ルート化に取り組んでいます。引き続き、都市部と同等の情報通信環境の実現に向け、地域特性に応じた基盤の高度化を図るとともに、安定かつ質の高い情報通信環境等の維持及び情報通信技術の活用促進を図る必要があります。

交通コストについては、離島住民の負担を軽減するため、2012(H24)年度から沖縄振興交付金制度を活用し、離島住民の航空運賃及び船賃の低減を行っています。航空運賃の約4割、船賃の約3~7割が低減されており、小規模離島等の一部航空路線は、観光客等についても運賃低減を行っており、入域者数の維持・増加によって、地域の活性化も図られています。

(5) 今後の課題・展望

本県における離島振興は、5次にわたる沖縄振興計画や沖縄県離島振興計画等に基づき、各種施策が実施されてきました。

その結果、空港・港湾・道路等の交通基盤、農林水産業等の生産基盤、教育・医療・福祉等の施設及びサービス、情報通信基盤の高度化等、各方面にわたる整備が進められ、ま

た、農林水産業や観光関連分野等において離島の特色を生かした振興が図られました。

しかしながら、離島が持つ遠隔性や狭小性は、生活していく上でさまざまな「シマチャビ(離島苦)」を生み、人口流出や高齢化の要因となっています。

このような離島の不利性に起因するさまざまな課題は、依然として残されており、特に、割高な移動・輸送コストを含む交通・物流・流通に係る不利性は、多くの離島住民にとって生活上の負担となり、島々の産業振興にとっても大きな制約要因となっています。また、行政サービスの高コスト構造、教育機会や医療・福祉における格差等、さまざまな分野で課題が残されており、現状の改善と課題解決に向けた各種施策の推進が求められています。

このため、県では、2022(R4)年度に今後の離島振興を図る総合的計画となる「次代を拓く持続可能な島づくり計画」を策定しました。

同計画では、SDGsを取り入れ、社会・経済・環境の3つの側面が調和した持続可能な海洋島しょ圏の形成を目指します。また、県民はもとより、国民全体で離島地域を支える仕組みを構築することを念頭に、生活基盤の整備や離島の条件不利性の克服など、持続可能な離島コミュニティの形成を図ります。併せて、次代を拓くフロンティア施策により島の資源と魅力を生かした産業振興と地域経済の活性化を図るため、離島の発展を支える人材の育成と確保、人・モノ・情報・平和・文化等の交流の促進、生活基盤と産業の高度化等に関する各種取り組みを展開することにより、島々がそれぞれの個性と潜在力を発揮する、活力と希望にあふれる島づくりを推進します。

3 水資源開発

本県は、比較的降雨量に恵まれているにもかかわらず、季節の変動幅が大きく、年により降水量が異なるという特徴を持っています。

また、本県の河川は、地形的条件から流域面積が小さく、流路延長が短い上、急勾配のため、水利用上、不利な条件にあるといわれています。

そして、古くから離島県なるが故の「シマチャビ(離島苦)」として水不足を経験してきました。戦後から復帰までの期間を通して、毎年のように渇水に悩まされてきました。

1972(S47)年5月15日に復帰してから50年間、3次にわたる沖縄振興開発計画とそれに続く沖縄振興計画に基づき、本土との格差を是正し、自立的発展の基礎条件を整備して平和で豊かな沖縄県を実現するため、水資源開発を主要施策の一つとして位置づけ、積極的に推進してきました。

その結果、1974(S49)年に多目的ダムの一つとして福地ダムが完成したのをはじめとして、新川ダム、安波ダム、普久

川ダム、辺野喜ダムが完成し、平成に入ってから漢那ダム、倉敷ダム、羽地ダム、大保ダム、金武ダムの完成により水事情はかなり改善されてきました。

国は、ダムの建設により住居や農地が水没するなど基礎条件が著しく変化する地域に対して、水源地域対策特別措置法に基づき生活環境や産業基盤等の整備を推進し、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図りながらダムの建設を促進していますが、本県においては、建設されるダムが同法の適用を受けるための要件を満たさなかったことから、本県独自の取り組みとして同法に準じた特別措置を講じることができるよう、県と関係市町村の負担のもと1979(S54)年3月に財団法人沖縄県水源基金を設立しました。

同基金では、2013(H25)年3月に解散されるまでの34年間で水源地域の道路、簡易水道、公民館等の整備事業を中心に約100億円の助成を行いました。

ダム完成後は、水源地域に対して、水道代を原資とする国有資産等所在市町村交付金が交付されており、これに加えて、2016(H28)年度からは水源地域環境保全事業を実施し、水源市町村が実施する水源かん養事業に対する助成を行い、さらに、2019(R1)年度からは同事業にやんばろの環境保全対策と水源地域の振興に関する事業を追加し、水源地域特有の行政需要に対する支援を行っています。

また、ダムの建設と並行して、1996(H8)年には県企業局の海水淡水化施設が北谷町に、水資源の乏しい離島において7カ所の海水淡水化施設が整備され、水道水供給の一翼を担っています。

このように、多目的ダム等を建設してきた結果、1981(S56)年から1882(S57)年にかけて326日という大渇水がありました。1994(H6)年4月以降は渇水はなく、現在まで県企業局の給水制限はありません。

本県の水需要は県内人口の増加や入域観光客数の急激な伸び等と相まって社会生活の進展等に伴い、1日当たりの需要量は1972(S47)年の21万tから2020(R2)年は58万tとなり、大幅な増加となっています。

今後とも、水の安定的な供給を確保するために、ダムによる水源開発や地下水の開発と併せて海水淡水化施設等を含めた多角的な水資源開発を推進します。

それとともに、水資源の有効利用を促進し、節水型社会の形成を目指して、沖縄県水資源有効利用推進方針や沖縄県長期水需給計画等に基づき、県民の節水意識の高揚と併せて、雨水、湧水、下水処理水等の有効利用を図っていきます。

[市町村行政]

本縣市町村は、復帰により地方自治法に基づく行財政制度へ移行することとなりました。

5次にわたる沖縄振興計画等に基づく諸施策の実施により、復帰時と比較して、その財政規模・税収とも着実に改善が図られています。また、この間、全国的に推進された「平成の大合併」を経て、本県の市町村数は1999(H11)年3月時点の53団体に對し、41団体となっています。

なお、今後、本県でも人口減少時代を迎えることから、持続可能な住民サービスを維持していくために、広域連携等の行政体制整備等に取り組んでいく必要があります。

1 市町村行財政

(1) 行政

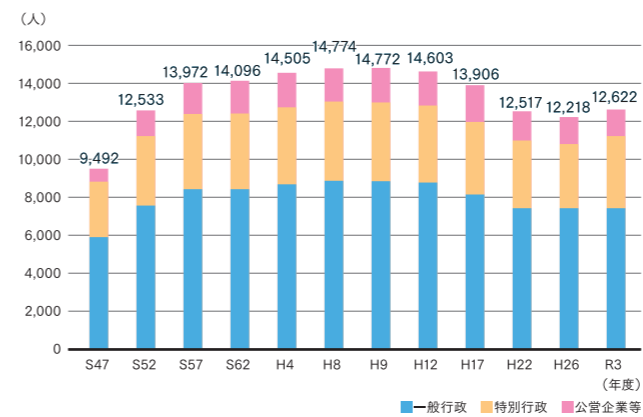
ア 行政改革

厳しい財政状況下でも、多様化する行政需要に対応しつつ質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、1985(S60)年度に35団体に策定されていた行政改革大綱は、2021(R3)年度においても包括的な計画を含め21団体に引き続き策定されています。

イ 職員数

市町村の職員数は、1972(S47)年度の9,492人から、1996(H8)年度には1万4,774人まで増加しました。1997(H9)年度以降、行財政改革により減少に転じ、2014(H26)年度には1万2,218人となりましたが、地方公共団体を取り巻く情勢の変化に対応するため近年増加傾向にあり、2021(R3)年度では1万2,622人となっています。

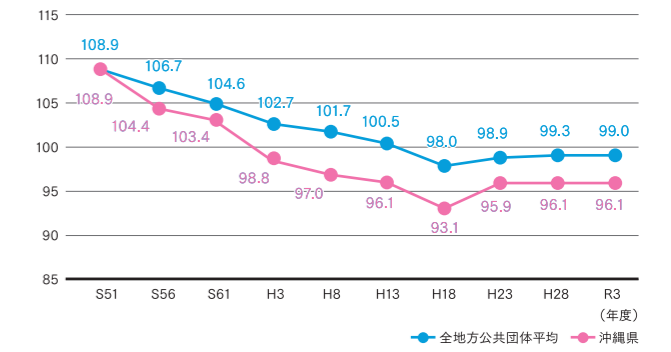
市町村職員数の推移



ウ 給与水準(ラスパイレス指数)

国の職員の給与水準を100とする県内市町村の指数は、年々低下し、2021(R3)年度は、96.1となり、全市町村で100未満となっています。

ラスパイレス指数の推移

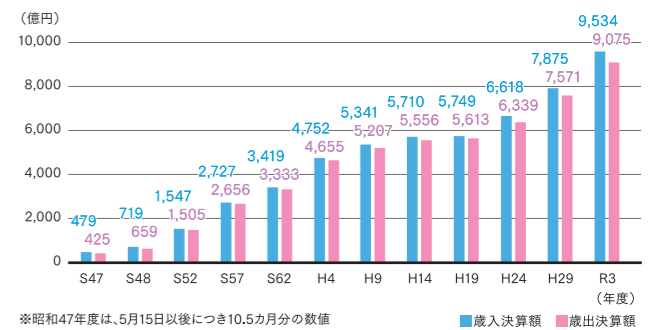


(2) 財政

市町村の財政規模は、復帰後、5次にわたる沖縄振興計画等に基づく諸施策の推進等により、年々増加してきました。

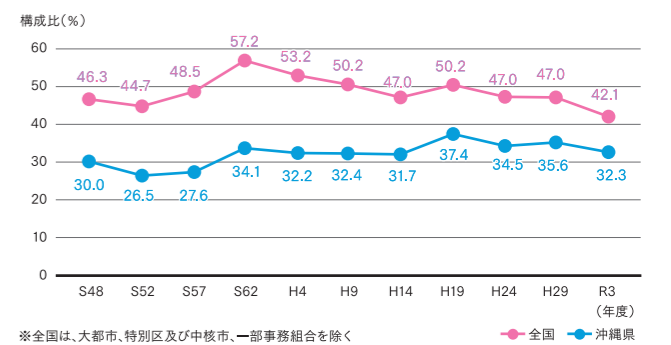
また、2012(H24)年度には沖縄振興特別推進交付金が創設され財政規模は増加傾向にあり、加えて2020(R2)年度から新型コロナウイルス感染症の感染拡大をうけ、地方創生臨時交付金等によるコロナ対策の実施に伴い、2021(R3)年度の歳出規模は9,075億円となり、1973(S48)年度の13.8倍に達しています。

財政規模の推移



しかし、歳入総額に占める市町村税等の自主財源の割合は、2021(R3)年度が32.3%となっており、全国平均42.1%と比べると低い水準となっていることから、地方交付税や国庫支出金等に依存した脆弱な財政構造が依然として続いています。

自主財源比率の推移



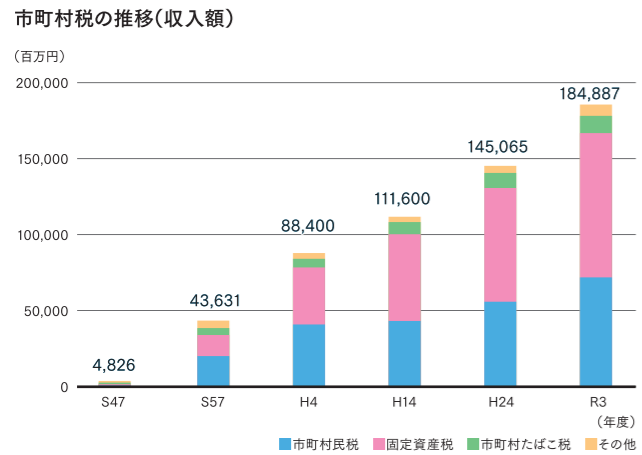
今後は、必要な行政サービスを提供しながら持続力のある安定的な財政運営に資するため、市町村税の徴収対策の充実強化や法定外税導入など自主財源の確保、PPP/PFIなど民間事業者のノウハウや資金を活用する事業手法の導入に取り組み、行政コストの低減や資金調達が多様化を推進していくこと等が求められます。

2 市町村税収

市町村税収を税目別にみると、最も比重が高いのが固定資産税、次いで市町村民税となっており当該二税目で税収のおよそ9割を占めるなど市町村税収の基幹税目となっています。

市町村税収入は、1972（S47）年度には約48億円であり、1982（S57）年度は約436億円、1992（H4）年度は約884億円と増加し続け、2021（R3）年度は復帰時の38.5倍の約1,849億円となっています。

このように、市町村税収は着実に伸びており、これは、5



次にわたる沖縄振興計画等による社会資本の整備や沖縄振興特別措置法に基づく各種税制優遇制度の活用による産業活動の活性化に伴う設備投資や雇用の促進等が図られたことが理由としてあげられます。

また、県では2009（H21）年度より徴収対策支援本部を設置し、市町村税収入の確保に取り組んでいるところです。

今後も、県と市町村が連携しながら貴重な自主財源である市町村税収入の確保に向け取り組むとともに、市町村の実情に合わせた法定外税の導入に係る助言など、行政サービスを実施するために必要な市町村税制の確立に向けて取り組んでいきます。

おわりに

復帰50年を迎え、本県を取り巻く環境は大きく変化しています。

変化する国内外の諸情勢や新たな時代潮流の中にあって、わが国の南の玄関口に位置する地理的特性や南西端の広大な海域を確保する海洋島しょ性、アジア諸国との交易・交流の中で培ってきた歴史的・文化的特性など、本県が有する地域特性は、より一層重要性を増しています。

こうしたわが国でも独自の地域特性を生かした沖縄振興は、本県の振興・発展にとどまらず、わが国の発展への貢献という沖縄振興の新たな意義を浮かび上がらせ、国家戦略としても重要な意義を有しています。

引き続き沖縄振興策を推進し、本県の潜在的な発展可能性を存分に引き出すことで、「沖縄21世紀ビジョン」に掲げる県民全体で共有する沖縄の将来像の実現と固有課題の解決を図り、本県の自立的発展と県民一人一人が豊かさを実感できる社会の実現に取り組んでいきます。